

J-クレジット制度の規程類(案)についてのパブリックコメント募集結果(実施要綱)

別 添

平成25年4月

(計40団体・個人)

番号	該当箇所		意見内容	コメントに対する考え方
1	1.2 用語の定義	p1	「モニタリング」の説明文で「計測」となっておりますが、実際には計測だけではないので「評価」(若しくは他の表現)などの言葉が実態には整合すると思われる。	御指摘を踏まえ、「プロジェクトによる排出削減・吸収量を算定するために必要な値を計測し、評価、記録すること。」という定義に変更いたします。
2	1.2 用語の定義	p1	クレジットの発行を受け口座にクレジットを受領するものはGHG削減活動に関与する者だけでなくクレジットの取り扱いに限定してプロジェクトに関与する者も対象として含めていただきたい。 プロジェクト実施者の定義について、実施要綱案においては「排出削減・吸収プロジェクトを実施しようとする者又はプロジェクト登録を受けた者。具体的には各方法論に定める主要排出活動又は吸収活動に係る設備等を管理する者」とされており、J-クレジット制度実施規程(プロジェクト実施者向け)(案)第7章においては「・・・プロジェクト実施者自らがクレジットを取得し、その後、移転を行う場合のみ適用される。」とされており、クレジットの発行を受けることができるものはプロジェクト実施者(主要排出活動又は吸収活動に係る設備等を管理する者)のみがクレジットの発行を受けられるように読める。 クレジットを創出するプロジェクトにおいては必ずしも削減活動の実施者とクレジットを管理するものとが同一でないケースが想定されることから、削減活動実施者がクレジットの二重認証及び環境価値の二重主張の禁止を担保できるよう誓約書等の提出を義務付けつつ、プロジェクト実施者の定義を削減活動に関与するものおよびクレジットの発行を受けるもの、等の柔軟な判断ができるよう定義を改変されたい。 ・理由 J-VER制度および国内クレジット制度において、クレジットの発行を受ける口座を管理するものとGHG排出削減活動を実施するものは一致する必要はない。これは削減活動実施者とクレジットの管理や販売を行う事業者の専門性が異なり、GHG削減活動実施者の手間を省く意味でも有効な解釈であると考えられる。GHG削減活動実施者の環境価値の二重主張を防止できる限りにおいて、クレジットの発行を受ける口座を管理するものとGHG排出削減活動を実施するものは一致する必要はないと考えられる。	御指摘のとおり、プロジェクト実施者とクレジットの発行を受ける口座を管理する者は同一である必要はありません。 J-クレジット制度実施規程(プロジェクト実施者向け)(案)第7章の「・・・プロジェクト実施者自らがクレジットを取得し、その後、移転を行う場合のみ適用される。」という規定は、プロジェクト実施者がクレジットを受領する場合のみ第7章が適用されるということであり、プロジェクト実施者以外の者がクレジットを受領する場合には別途定める登録簿規程に従うことになります。
3	1.2 用語の定義 1.5.3 追加性	p1,p5	ベースライン排出吸収量のところで、「プロジェクトを実施しなかった場合に」とあります。一方で「1.5.3 追加性」のところに、「本制度が存在しない場合に対して」とあります。これはまったく異なる概念です。ベースラインと追加性を異なる概念で整理しようとしているのでしょうか？ なお、CDMでは「本制度が存在しない場合に対して」という概念はありません。「(CDM制度の存在は前提として)CDMプロジェクトにならなかったら」です。CDMの概念と異なる概念を持ち込むことのメリットはありますか？	本制度が存在しなければ、そもそも本制度に基づきプロジェクトが実施されないため、ベースライン排出・吸収量の都定義と齟齬のあるものではないと考えております。
4	1.2 用語の定義	p2	クレジットの「認証」と「発行」の両用語が混同されており定義を統一するとともに、認証されたクレジットは即座に口座に発行されることを明らかにされたい。つまりJ-VER制度における発行依頼書等の認証移行の発行手続きが不要であることを明確にされたい。 ・理由 認証申請を行うものは原則として発行を望んでいる者であり、認証と発行の二重の手続きを制度として要求することはプロジェクト実施者にとって無用な負担を強いるものであり、認証された場合は即座にクレジットを発行することが手続きの簡略化を進める観点からも求められると考えられる。	御理解のとおり、J-クレジット制度においては、J-VER制度と異なり、認証された排出削減・吸収量は、識別番号を付与されて口座に発行されます。

番号	該当箇所	意見内容	コメントに対する 考え方	別 添
5	1.2 用語の定義	p2	定義内容が意味不明であり、明確となるようすべき。 ※以下、意見の趣旨。 本来は意見でなく、質問なのかもしれませんが、このパブリックコメントでは質問の形式は許されていないようですし、特段の回答もなされないようですので、意見として提出します。 定義として「経団連が策定していた環境自主行動計画に続く、2013 年度以降の産業界の地球温暖化対策の取組」と書かれていますが、これは、「経団連が策定していた環境自主行動計画に続くものではない」と取組主体が認識すれば、この要綱でいう低炭素社会実行計画ではないとするものでしょうか。前段は、単なる接頭語で「2013 年度以降の産業界の地球温暖化対策の取組」であれば、すべてこの要綱上の「低炭素社会実行計画」に該当するということなのでしょうか。なにがこの要綱でいう「低炭素社会実行計画」に該当し、何が該当しないのかこの定義ではわかりません。経団連低炭素社会実行計画のもとでなされる活動に限るというものであれば、もっと明確な定義ができるようにおもいます。いずれにしても、これが、誰の眼からもわかるように明確な定義をお願いするものです。 こうした修正をお願いする理由を申し上げます。 私の属する業界団体は経団連とは直接の関係はありませんが、社会的要請に応えるため、2007年に業界団体としての環境自主行動計画を策定し地球温暖化対策等の推進を傘下企業会員に呼びかけてきました。しかしながら、会員企業が多数にのぼり、どの会員企業が計画に参加する、参加しないという把握は、事務的にも困難であり、また、仕分けの意味もないということから「会員企業に全員参加を呼びかけるものの、参加するしないは会員企業に委ね特にそれを把握することもしない。」との方針で動いてきました。 一方で、会員企業が国内クレジットを申請をしようとすると自主行動計画不参加企業であることの証明を求められ、心ならずも不参加証明を出したということもあります。 業界団体として低炭素社会実現に向けて努力するということは妥当なことと思いますが、ある計画を立て、それを進めることが、まさにそれに向けてのインセンティブであるクレジットの取得を困難にするものであれば、自己矛盾に陥ります。次回以降は、こうした自己矛盾に陥ることの無いようしたいと考えています。 新たな制度においては、プロジェクト実施者の制限はないようですが、要綱6ページにあるように実施者の属性によってクレジットの用途が制限されることになっています。会員のインセンティブ低下を招くことなく、今後とも業界団体としてしかるべく旗を振りたいと考えていますが、単に「業界の取組」でこれに該当するとすれば全く動きようがないということになりかねません。経団連の動きとは関係がないことを宣明すれば、我が業界の取組は要綱上の「低炭素社会実行計画」には該当しないということであれば動くことも可能になると考えています。 いずれなのか要綱を見ただけで明確になるよう定義らしい定義と修正してください。	現行の国内クレジット制度と同様に、経団連傘下の団体に限らず、産業界が自主的に温暖化対策に係る計画を策定したもの、という整理です。 なお、業界団体として自主的な目標を設定していても、その傘下の事業者はクレジット創出者になることが可能ですので、業界団体として目標を設定し、その達成に向けて努力していただくことと、本制度への参加に矛盾が生じることはないと考えております。
6	1.3 J-クレジット制度の設計に当たっての基本的方針	p2	市場メカニズムの活用とは考え方がやや離れるが、1トンのクレジットの金銭価値を、方法論で分けて、環境価値から算定するなどして、国家で明示することをご検討頂きたい。 ・理由 例えば1万円札の印刷コストとは別に、1万円札は1万円の金銭価値を安心して交換するツールとして使われている。これは古くから国家の金本位制度に裏付けられる交換である。 J-VER制度では、クレジットの金銭価値を、売り手気配値・買い手気配値という形で公開していたが、国家による、より本格的な1トンの金銭価値の裏付けがあれば、安心して取引できる根拠となり、国内での流通がより活性化するとおもわれる。	御意見の趣旨は、国でJ-クレジットの取引価格を固定すべきということかと思いますが、方法論が同じでも、それぞれのプロジェクトの内容は様々なので、価格を公定することは困難だと考えております。
7	1.3 J-クレジット制度の設計に当たっての基本的方針	p2	国内クレジット制度の一般社団法人低炭素投資促進機構による国内クレジット活性化事業のように、国家で一旦買取する受け皿をご用意頂きたい。 ・理由 クレジット創出者にとってプロジェクトの実施は、条件の追加性としてあげられる経済バリアがある状況で行われる。クレジットの創出前後に買い上げる受け皿が用意されれば、エネルギーのFIT制度の様にJ-クレジット制度も創出者が増加するものと思われる。	我が国におけるクレジット制度は、クレジットを介して資金が市場で還流することで、国内における温室効果ガスの削減・吸収を推進することを目的とした制度であるため、まずは民間での需要拡大を検討することが重要だと考えております。

番号	該当箇所	意見内容	コメントに対する 考え方 別 添
8	1.3 J-クレジット 制度の設計に当 たつての基本的方 針	p2 J-クレジット制度開始においては、国家予算で、J-クレジットについての普及啓蒙のため、一般消費者向けのマスメディアへの露出を最大限行っていただきたい。 ・理由 まもなくJ-クレジット制度開始というのに、マスメディアでは全く取り上げられていない。創出者、利用者を増やす為の認知度の向上は必須である。点で実施する説明会も重要だが、面でアプローチする施策の拡充を行うべき。 J-VER制度では、H24年度エキスポやライブのイベント開催があったが、来場者は大抵限定的な関係者であり、一般消費者への低炭素社会づくりの概念の啓蒙には程遠かった。営利企業を巻き込んでJ-クレジットを活性化させるには、営利企業が見ている一般の消費者をターゲットとした継続的なマスコミュニケーションで、一般社会に低炭素社会づくりに貢献する企業を評価する下地が必要である。	御指摘を踏まえ、制度の普及啓蒙に努めてまいります。
9	1.3 J-クレジット 制度の設計に当 たつての基本的方 針	p2 「バイオマスを有効利用し温室効果ガス削減に寄与するバイオマス製品（マテリアル）の開発を促す」という視点も入れて欲しい。 ・理由 国産資源を活用して活性化を図ることに何ら意義はありません。しかし現代生活に欠かせないプラスチックを始めとする化学製品は地下資源から作られていましたが今やバイオマスから作る時代に突入しており、各国が開発を競っています。国内産原料は国土が狭く人手に頼らざるを得ないために高価で量も少なくほとんどを輸入しています（アメリカからポリ乳酸、ブラジルからバイオポリエチレン等）。しかしそれらの原料を使う日本の加工技術は世界で抜きん出ており、既に様々な製品が日常で使われています。植物由来ですので焼却時に排出されるCO2はカーボンニュートラルでありナショナルインベントリーからバイオマスプラスチック分を控除することが環境省の検討会で決められ、国連もそれを認めました。しかし石油由来製品と比較すると割高な為にメーカーは苦戦しています。市民が日常使用する製品にクレジットをつけることで環境意識の高まりも期待できます。技術立国という国家戦略の面からも支援する必要があります。 バイオマスマテリアルの利用はバイオエネルギーや省エネ等にも匹敵するCO2削減効果が有ります。「バイオマス燃料の原料は国産及び海外産とも対象にする」と書かれていますが（資料6 方法論 8頁）同様に国産及び海外産を原料とするバイオマス製品（マテリアル）について新たなJ-クレジット制度では本格的に取り組んで欲しい。	当該基本方針は、平成24年8月に取りまとめた新クレジット制度の在り方に関する検討会において取りまとめたものですので、今回のパブコメでは御意見をお受けすることはできません。ただし、バイオマスマテリアルの利用についても方法論策定規程に定める条件を満たせば、本制度の対象となると考えられます。
10	1.3 J-クレジット 制度の設計に当 たつての基本的方 針	p2 環境省による自主参加型国内排出量取引制度（以下JVETS）に基づく排出枠（以下JPA）をJ-クレジット制度に移行できる仕組みづくりとする。 ・理 由 現状、JPAの取引可能期限が本年11月30日に迫っており、JVETS参加者の多くがJPAを活用する間もなく無効になってしまうため、同クレジットを2020年まで有効活用できる仕組みづくりとし、環境貢献の一助に充てる。	自主参加型国内排出量取引制度（JVETS）のクレジットは、JVETSの目標達成のためのクレジットですので、J-クレジット制度への移行は考えておりません。
11	1.3 J-クレジット 制度の設計に当 たつての基本的方 針	p2 森林管理プロジェクトにおいて、森林のCO2吸収に貢献する間伐材を使用する場合に限り、同間伐材のCO2固定量に相当するクレジットを無償で付加する。 ・理 由 間伐材利用のインセンティブがないため、間伐材の利用促進に繋がらない。現状、以下の問題点があり、実態として森林管理プロジェクトによる間伐材及びクレジットが販売できていない。同間伐材に、新たな環境価値（CO2固定）を付加することで地域間伐材の利用促進に繋げる。 （問題点） 1) 間伐材が実際には利用されていない。→ クレジット取得の手段となっている。 2) クレジットのみの売買なので実態が伴わない。 3) 環境貢献度が希薄→クレジットの価値が上がらない。	木材のCO2固定については、国際ルールの整備状況等を踏まえ、今後検討してまいります。

番号	該当箇所	意見内容	コメントに対する 考え方 別 添
12	1.5.1 環境価値の ダブルカウントの 禁止 P4	算定・報告・公表制度（以下報告制度）対象者・低炭素社会実行計画（以下実行計画）参加者がオフセットを実施した時の排出量報告の考え方が不明確です。 1. 5. 1「環境価値のダブルカウント禁止」の観点から、クレジット購入者も含めたダブルカウントの考え方を示すべきです。 以下事例を列举します（別添資料参照下さい）。 事例（1）実行計画参加者で且つ報告制度の対象者でもあるA社が同じく参加者のB社にオフセット用途でクレジットを売却した場合 ・クレジット創出A社は、報告制度ではクレジット売却分を含む排出量を報告する（資料2. 実施規定案2.5）。 ・クレジット創出A社は、実行計画での報告はクレジット分を含むのか、実排出量か？ ・クレジット購入B社は、実行計画ではクレジット購入分で調整することは出来ないが、報告制度では調整することができるのか？ 報告制度ではA社は削減前の排出量、B社は調整後の排出量となるが、オフセットで環境価値を使用しているのでB社も調整前の排出量にすべきと考えます。 実行計画でB社は当該クレジットの使用はできませんが、A社は環境価値を売却しているので、実行計画でも「実施規定案2.5」に基づき削減前の排出量で報告すべきと考えます。 事例（2）報告制度対象者で且つ実行計画参加者のA社がクレジットを売却せず、自社生産商品をオフセットして販売した場合。 ・報告制度での排出量は削減した量の報告でよいのか？ ・実行計画での排出量は削減した量の報告でよいのか？ 売却はしていないので理論的には削減後の排出量で報告することも可能と思われませんが、既にクレジットとして環境価値を使用しているので、報告制度でも、実行計画でも削減前の排出量で報告すべきと考えます。 事例（3）報告制度対象者で且つ実行計画参加者のA社が、非対象者のC社からクレジットを購入して自社製品をオフセットして販売した場合。 ・A社の報告制度及び実行計画での排出量は実排出量なのか、クレジット分を調整した排出量なのか？ A社は、事例（2）と同じく、環境価値は既に使用しているので報告制度でも、実行計画でも購入前の実排出量にすべきと考えます。 またC社が排出量を自主的に公表する場合は、実排出量にクレジット売却分をプラスした削減前の排出量を公表することになります（資料2. 実施規定案2.5）。 詳細は添付の「資料」を参照してください。 上記以外の考え方もありますが、その場合も事例等を示してわかりやすく説明しないと、それぞれが自由に解釈し混乱が生じてしまいます	以下のとおり回答いたします。 事例（1） クレジット創出A者は、実行計画で実排出量（J-クレジット制度による削減を含む）を報告しますが、報告制度においては、J-クレジット制度による削減分を上乗せした排出量を報告します。 クレジット購入B社は、実行計画においては、調整できませんが、報告制度では調整することができます。 御指摘のとおり実行計画においてもA社は実排出量に削減分を上乗せした排出量を報告することで、ダブルカウントは防止できますが、低炭素社会実行計画については、A社が排出量に上乗せすることが実務的に困難であるため、このような整理としました。 事例（2） 報告制度においては、平成24年8月2日に取りまとめた「新クレジット制度の在り方について」にあるとおり、クレジット創出時に上乗せすることを想定しておりますので、報告する排出量は、実排出量に削減分を上乗せした排出量を報告することになります。 実行計画においては、上述のとおり、A社は、実排出量（J-クレジット制度による削減を含む）を報告することになります。 事例（3） 報告制度及び実行計画におけるバウンダリの中に製品製造が含まれ、かつ、「自社製品のオフセット」が製造過程のオフセットを指しているのであれば、報告制度及び実行計画における報告は、クレジット分を調整した排出量とすることができます。 御指摘を踏まえ、プロジェクト実施者及びクレジット購入者に御理解いただけるようホームページでのFAQ等で周知を図ってまいります。
13	1.5.1 環境価値の ダブルカウントの 禁止 1.6 J-クレジット制度の対象 1.7 J-クレジットの用途 p4,p5,p6	該当頁より、カーボン・オフセット用途であれば、創出者属性、プロジェクト種類に関係なく使用できると解釈できます。これでは「算定・報告・公表制度」対象者・「低炭素社会実行計画」参加者がカーボン・オフセットを実施した時の排出量報告の考え方が不明確です。1.5.1「環境価値のダブルカウントの禁止」の観点から、クレジット購入者も含めたダブルカウントの考え方をわかりやすく明示すべきと考えます。	ある数量のJ-クレジットを算定・報告・公表制度対象者や低炭素社会実行計画の報告に使用するとともに、当該J-クレジットでカーボン・オフセットを実施する場合には、算定・報告・公表制度や低炭素社会実行計画におけるバウンダリとカーボン・オフセットの取組によりオフセットする対象が一致していなければ、ダブルカウント（二重使用）となります。 バウンダリが一致していれば、算定・報告・公表制度対象者や低炭素社会実行計画の報告とともに、カーボン・オフセットの取組に当該J-クレジットを使用できますが、その際、創出者属性やプロジェクト種類によりカーボン・オフセットに使用できても、低炭素社会実行計画には使用できないJ-クレジットがあるということです。

番号	該当箇所	意見内容	コメントに対する 考え方 別 添
14	1.6 J-クレジット 制度の対象 p5	プロジェクトを認める対象期間について、既存制度においても方法論が登録されていないプロジェクトを対象に、プロジェクト開始日を2008年4月1日以前まで拡大していただきたい。 ・理由 既存の制度においては「2008年4月1日以前に始められたプロジェクト(Early Actions)」についても、本制度によるクレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることが認められる場合には対象プロジェクトとする。方法論にて別途定めるものは除き、2008年4月1日以前に始められたプロジェクトについては、当該プロジェクトが方法論リスト上で対象となることとなった期日から1年後までにプロジェクト計画開始届が提出されたものに限定する。(オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 15頁)」とされており、既存の制度において方法論が整備されておらず、J-クレジット制度において新たに方法論が整備された技術については、同様の条件でアーリーアクションを認めることが公平であると考えられる。ただし、クレジットの対象となる削減実施期間は2013年4月1日以降とすることで新たな制度としての妥当性も確保されることが考えられる。	既存制度においてアーリーアクションが認められ、方法論の整備をする機会があったにも関わらずこれまで方法論が整備されて来なかった取組について、本制度において既存制度と同様の条件でアーリーアクションを認めることは適切でないと考えます。
15	1.6 J-クレジット 制度の対象 p5	日本のインベントリに計上される排出量の削減に資する取り組みであっても、地球規模で評価した際に排出量が増加するプロジェクトは対象とすべきではなく、「J-クレジット制度方法論策定規程(排出削減プロジェクト用)(案)6頁」に記載されているような、海外の排出活動についても特定を行うプロセスを経ずに、方法論側でどのような海外のバイオマスであれば国外での排出量が明らかに増加するということを明確にし、これらのプロジェクトは制度の対象から除外することを明記してはどうか ・理由 日本のインベントリの削減に資する取り組みでも、国際的な輸送などに由来する排出が大きく地球規模で評価した際にGHG排出量が明らかに増えるような取り組みは、地球温暖化対策という地球規模での排出量を削減することを最終的な目的とする取り組みとして適格ではないと考えられる。	J-クレジット制度の対象は、日本のインベントリの削減に資する取組であることが大前提であるため、基本的には日本における排出活動のみ考慮することとしています。国外での排出量が増加するか否かについては、個々の活動ごとに評価する必要があるが、あらかじめ除外しておくことは困難かと思いますが、方法論策定規程(排出削減プロジェクト用)P6において、海外の排出活動を考慮する必要がある場合について定めております。
16	1.6 J-クレジット 制度の対象 p5	「インベントリに計上される吸収量の増大」という条件が付いています。これは逆に言えば、日本の森林インベントリに反映されないような活動はJ-クレジットにのせるべきでない、という意味表示であるわけですが、その理由は何でしょうか？	J-クレジット制度自体が2013年以降の国内における排出削減・吸収を推進することを目的としているためです。
17	1.6 J-クレジット 制度の対象 4.4プロジェクト開 始時期の特例 p5、p19	プロジェクトを認める対象期間について、プロジェクト開始日を2008年4月1日まで拡大していただきたい。 ・理由 「本制度の対象となるプロジェクトは、2013年4月1日以降に実施(設備の導入等)されたものであり、それ以前に開始された取組は対象外とする。ただし、2012年度中に排出削減・吸収活動を開始して、国内クレジット制度における事業承認及びオフセット・クレジット(J-VER)制度におけるプロジェクト登録のいずれも受けていない者は、2013年度中に限り、本制度のプロジェクトとして登録の申請を行うことができる。」とされているが、2012年度中のみ特例として認める根拠は明確ではない。 わが国は2011年3月に東日本大震災という未曾有の震災に見舞われている。震災前に削減活動の実施が決定しており、震災後の混乱の中設備の導入までは実施できたとしてもクレジット化にかかる手続きについては日本全国の事業者が震災以降の対応に追われ準備ができなかったものと考えられる。 また2011年度、2012年度はJ-VER制度および国内クレジット制度の終了が間近に迫っており、プロジェクトの登録からクレジットの発行までに要する期間を勘案すると、2013年度以降のクレジットの発行可否が不透明な中で、プロジェクトの登録に踏み切れなかった事業者も多いと考えられる。 既存の制度においてプロジェクトの登録の対象となる期間は2008年4月1日以降に開始したプロジェクトとされていることから、2008年4月1日以降にプロジェクトを実施しJ-VER制度または国内クレジット制度の活用を検討しつつも上記のような状況でプロジェクトの登録手続きに進むことをためらわせたのは、自然現象と制度側の2013年度以降の見通しの公開が制度改定直前になったことに起因するものであり、削減活動実施者に起因するものではないことから、2013年4月1日以降の排出削減分についてクレジットの認証対象とすることを条件に、プロジェクトの開始日については既存の制度参加者のみが有利となることがないよう、配慮いただきたい。	J-クレジット制度は、2013年4月以降に開始される制度であるため、2013年4月以降に排出量の削減又は吸収量の増大に資する取組を実施したものをJ-クレジット制度が存在しない場合に対して追加的な取組とみなしております。よって、2008年4月1日まで拡大することは不適當であると考えております。 ただし、新制度が開始されることが平成23年4月に公表されて以降、新制度におけるプロジェクト登録に向けて準備を始めておられた方がいる可能性があると考え、2012年度中に排出削減活動を開始したものについては、新制度において登録することが可能としたものです。

番号	該当箇所	意見内容	コメントに対する 考え方	別 添
18	1.6 J-クレジット 制度の対象 3.5 地域版J-クレ ジット制度の概要	P5, P6, P15 ・マッチング事業をこれまで以上に促進させることが重要である。 ・マッチング事業を促進するためにも価格指標を明示していただきたい。 ・理由 新クレジット制度の在り方について(まとめ)の3-(3)アンケート及びヒアリング結果の整理において、「創出側と購入側両者に共通して、申請手続や移転手続等の電子化等により手続の利便性を向上させることや、創出側と購入側のマッチングを促進することで、いわゆる取引費用の低減を図り、取引の厚みを増していくことが重要である。」とまとめられている。 一方で、J-クレジット制度においては、プロジェクト実施者およびクレジット保有者に制限は設けられないこと、および地域版J-クレジット制度による実施者が加わるため、ステークホルダーが拡大することが明確であり、これまで以上にマッチング事業の促進が必要となることは間違いない。 しかし、実施要綱(案)においては、具体的な対応方法について言及されていないので、創出側と購入側、双方の負担が増えることのないように、マッチング事業について具体的な対策を講じられたい。 また、J-クレジット制度においては相対取引が基本となるので、マッチングを促進するためには参加者間のスムーズな契約交渉ができることも重要であり、なかでもJ-クレジットの契約単価をスムーズに決定できることが重要となる。 そして、そのためには創出側と購入側の双方にとって根拠が明確で、かつ客観的な価格指標が存在することが望ましい。 過去に日経・国際協力銀行が公表していた海外クレジットの排出量取引参考気配や、現在も環境省のJVETSで公表している取引気配値のように、取引参加者、仲介事業者などからの聞き取り調査をもとにした平均価格を公表などを事例にして、具体的な対策を講じていただきたい。	御指摘を踏まえ、J-クレジットの創出側と購入側のマッチングに取り組んでまいります。	
19	1.6 J-クレジット 制度の対象	P6 「認証対象期間の開始日は、プロジェクト登録の申請のあった日若しくはモニタリングが可能となった日のいずれか遅い日とする。ただし、2013年4月中に登録の申請をした者については、2013年4月1日若しくはモニタリングが可能となった日のいずれか遅い日とする。」とあるが、森林吸収プロジェクトについてはどのタイミングとなるのか？	森林吸収プロジェクトについても、プロジェクト登録の申請のあった日若しくはモニタリングが可能となった日のいずれか遅い日となります。	
20	1.6 J-クレジット 制度の対象	p6 J-クレジットの保有者に一定の制限を設けるべきである ・理由 保有者に制限を設けないということは、何ら審査等を経ずに口座を開設できることになり、架空の団体等が悪意的な意図で制度に参加するというリスクが生じると考えられます。法人格等の一定の制限を設けるべきである。	多くの方にカーボン・オフセット等のクレジットを利用する機会を提供するため、J-クレジットの保有者に制限は設けないこととしたものです。	
21	1.6 J-クレジット 制度の対象	p6 「温室効果ガス排出量の種類」のところでNF3などの気候変動枠組条約で2013年から扱うことになった新しいGHGsが除かれています。これには何か意図がありますでしょうか？	NF3などについても、地球温暖化対策の推進に関する法律が施行された後に追加することを想定しています。	
22	1.7 J-クレジット の用途	p6 カーボン・オフセットの定義について、カーボン・オフセット認証およびカーボン・ニュートラル認証を取得するカーボン・オフセットの取り組みに利用可能なのか明らかにされたい。 ・理由 本文書上で指すカーボン・オフセットとは「環境省カーボン・オフセット制度」におけるカーボン・オフセット第三者認証基準に合致するカーボン・オフセットを指すもので、カーボン・オフセット認証およびカーボン・ニュートラル認証の取得の対象になるのか不明である。	実施要綱に定める「カーボン・オフセット」は、環境省が運営するカーボン・オフセット制度のみならず、広く一般的な意味でのカーボン・オフセットの取組を指します。	
23	1.6 J-クレジット 制度の対象	p6 J-クレジットの保有者とは削減事業者を指すのでしょうか、それとも買い手の事業者を指すのでしょうか？	いずれの場合もあり得ると考えています。御指摘を踏まえ、1.2用語の定義に、「J-クレジット登録簿において口座を開設し、当該口座においてJ-クレジットを保有する者」と定義付けました。	

番号	該当箇所	意見内容	コメントに対する 考え方	別 添
24	1.7 J-クレジット の用途	p6	カーボン・オフセットの定義について、2013年4月1日以降の日本国内のインベントリに計上されない排出のカーボン・オフセットについても利用可能なか明らかにされたい(時期および地理的なオフセットの対象)。 ・理由 クレジットの創出対象となるプロジェクトの条件に「日本国温室効果ガスインベントリに計上される排出量の削減に資する取組であって(J-クレジット制度実施要綱(案)5頁)」とされているが、海外や国際航空等の日本のインベントリに計上されない排出のオフセットにJ-クレジットを用いた場合、インベントリとの不整合が発生すると考えられる。カーボン・オフセットが自主的な取り組みであることから海外等の排出のオフセットについてもJ-クレジットを利用可能とするのか、あくまでインベントリとの整合を重視するのかについて明確にしなければ、クレジットの利用者がどのようなオフセットにJ-クレジットが利用可能か判断することができない。 あくまでインベントリとの整合にこだわるということであれば、オフセットの対象となる排出の時期(2013年4月1日以降か)との整合についてもちだわる必要があるのか明らかにされなければクレジットの利用者がどのようなオフセットにJ-クレジットが利用可能か判断することができない。	J-クレジットでカーボン・オフセットを行う対象の取組は、時期及び場所を限定いたしません。
25	1.7 J-クレジット の用途	p6	本規程では「森林管理プロジェクト」「排出削減プロジェクト」の2種類がプロジェクト種類として認められていますが、これらに属さないHWP(伐採木材製品)、CCS(炭素回収貯留)などのプロジェクトから創出されたクレジットも、MRV(測定・報告・検証)を適切に実施できると認められる場合には、ボランタリーな取組であるカーボン・オフセットには活用できるようJ-クレジットとして認められることを希望します。	国内クレジット制度又はオフセット・クレジット(J-VÉR)制度の方法論において該当のない技術については、J-クレジット制度において方法論として申請し、承認が得られればプロジェクトの実施が可能になります。J-クレジット制度における方法論の申請手続は、追って公表いたします。なお、HWP(伐採木材製品)については、国際ルールの整備状況等を踏まえ、今後検討してまいります。
26	1.7 J-クレジット の用途	p7	「森林管理プロジェクト」の定義は？排出削減プロジェクトでしょうか？(国際的にはこちら側の認識が多いと思います。そのままだと森林破壊が進むケースですね)それとも植林系プロジェクトでしょうか？それとも両方でしょうか？土地利用変化を含む活動ということでしょうか？	J-クレジット制度方法論算定規程の2.4に規定しており、京都議定書第3条3及び4に基づく吸収活動及び排出活動のうち、新規植林・再植林活動及び森林経営活動を想定しております。
27	2.1 体制	p8	国内クレジット制度同様のプロジェクト登録・認証速度を確保していただきたい。 ・理由 国内クレジット制度では、プロジェクト登録・認証の委員会前に、自前に事務方の査読が行われ、委員会では合理的な速度で結果が出ていた。一方J-VÉR制度では委員会で熟考され、およそ国内クレジットの半分から3分の1程度の速度であった。J-クレジット制度では2つの委員会が設置されるようだが、運営については、内容の吟味とともに速度を重視していただきたい。	御指摘を踏まえ、信頼性を確保しつつ、迅速な審査ができるよう制度の運営を工夫してまいります。

番号	該当箇所	意見内容	コメントに対する 考え方
28	2.1 体制 p8	1) 2. 1 体制 ① 体制と国民(プロジェクト実施者)との相関が明示されるべき。 ② 既存制度の「ソフト支援」がJ-クレジット制度において、実施される可能性がわずかでもあれば、国民(プロジェクト実施者)が接点をもつ機関についても明示されるべき。(例えば、認証委員会事務局など)国民が実態と照合できる文書にすべき。 ③ 各委員会の事務局の位置づけを相関図の中に明示すべき。 ④ 事務局や審査機関の対応について、プロジェクト実施者において異議があっても、国内クレジット制度では国民(プロジェクト実施者)の意見を受け付ける機関・機会がなかった。当事者の一方からみて、恣意的・一方的と思われる判断(特に制度文書に記載のない事項に係る判断)に対抗する手段がなかった。J-クレジット制度では、透明性確保のため、当該異議を受付・審議・対応改善命令できる権限を要する第三者機関(以下、ここでは、「プロジェクト実施者異議を受付ける機関」という)を設置すべき。当該第三者機関の位置づけを明示すべき。(なお、この場合、事務局の権限の大きさ<*>を考慮し、当該異議申し立て者の個人情報や個別のプロジェクト名、住所などは、できる限り事務局へは非公開とすべきである。) <*>国内クレジット制度では、事務局の判断で妥当性確認のソフト支援が受けられるかどうかが決まっていた。事務局にてプロジェクト申請不受理の判断あった場合で、制度文書に記載ない事項における判断によるもの(追加性の計算式や事業実施後1年未満のプロジェクトのエネルギー使用量の予測など)については、その判断根拠を文書では回答せず、「常識でしょ」の一言で相手さえしないケースもあった。結果、ソフト支援を受ける機会を失われた。不明瞭な業務内容を実施するものに、このような大きな権限を与えるのは、国民からの信頼を失う。 (2)本実施要綱「第2章 運営体制」への追加事項 ① 各委員会事務局の、「業務内容」「業務執行権限」「制度文書に記載のない事項の取扱い(対応内容および権限)」を明らかにすべきである。特に、妥当性確認に係る業務の内容と権限。審査機関の業務内容と権限を組織相関図より区分し明示すべきである。 ② 各委員会事務局の、プロジェクト実施者、あるいは、ソフト支援事業者への連絡において、妥当性確認、検証に係る連絡事項を口頭(電話など)で行うことを禁止する旨を明記すべきである。各種制度文書に基づく書面による判断事項を連絡できない場合は、その旨、書面で連絡すべきである。以上について、本実施要綱で明記すべきである。 ③ 「プロジェクト実施者異議を受付ける機関」が創設される場合、各委員会の事務局を定期的に監査する業務内容を追記することが、国民にとって安心である。 ④ ソフト支援がJ-クレジット制度で実施され、審査費用(妥当性確認・検証)が支援される場合、認証委員会の事務局が当該支援費用の一切の手続きに関わらないことを担保すべきである。認証委員会事務局が当該支援事業に係ると、健全なガバナンスが効かない可能性がないとは言えない。 【備考】国内クレジット制度において、妥当性確認のソフト支援窓口が事務局になった年度より、妥当性確認の業務を事務局が行うようになった。審査機関は事務局との独立性を実質的にはく奪され、制度のガバナンス・組織構造上の権限が大きく崩壊した。(事務局の顔を窺うような態度に変貌した。審査機関の信頼性がISOなどで担保されず、信頼性確認の権限を組織(=事務局。しかも民間)に委譲した結果である。) 結果、国内クレジット制度の殆どの権限が事務局に集中し、独裁的な業務姿勢・実施が助長された。 ・理由 (1) 2. 1 体制 ① 本実施要綱の4ページ「1. 4基本文書一覧」の表中に、プロジェクト実施者が「利用者」とあり、体制の相関図にも利用者たるプロジェクト実施者が明示されるべきであるので。 ② ソフト支援が実施されれば、現行の本実施要綱だけでは、プロジェクト実施者との相関が不明である。実態に即した(想定した)実施要綱とすべきであるので。 ③ 事務局が設置されるのであれば、明示されるのが、より国民に分かりやすいので。(本実施要綱15ページ・3. 5. 3①には、「制度事務局」と明記されている。) ④ 透明性確保のため。密室性回避のため。 (2)本実施要綱「第2章 運営体制」への追加事項 ① 事務局の、独断・独裁を回避のため。 ② 透明性確保・密室性回避のため。公平性・信頼性・健全性 担保のため。	国内クレジット制度において事務局を民間に委託していたのは、国の体制のみでは十分な制度の運営が不可能であることから、一部の機能を委託していたものです。ただし、委託事業者は、国の代理として事業を行うため、委託先が民間の事業者であっても、それは、国が行っている事業ということになります。また、国内クレジット制度における審査機関と事務局との関係は、あらかじめ第三者である審査機関の審査を経たものを、国の権限において事業承認及びクレジット認証をするという関係になります。J-クレジット制度において、事務局を民間に委託した場合においても、上記の考え方は同様になります。 ただしご指摘のとおり、国内クレジット制度においては、事例を積み重ねる中で運用が決まっていたようなものも多かったため、J-クレジット制度においては、より透明性の高い制度となるよう、ルールの作り方を工夫していきたいと考えております。 また、第2章の体制の相関図は、運営側についてのみ記載をしたもので、利用者であるプロジェクト実施者がどのように本制度に関わるのかについては、第3章の手続において記載しております。 なお、ソフト支援については財政措置ですので、J-クレジット制度においてソフト支援を実施する場合であっても、ソフト支援機関を規程上位置づけることは適切でないと考えておりますが、実質的には事業者と同じ位置づけとなります。
29	2.4 委員会の運営 P10	特別の利害関係を有する委員とは何に対して、誰に対しての利害関係なのか？	御指摘を踏まえ、「議事内容について特別の利害関係を有する委員は」と修正いたしました。

番号	該当箇所	意見内容	コメントに対する 考え方	別 添
30	2.4 委員会の運営	p10 特別の利害関係を有する委員とはPJ事業者の事か？	御指摘を踏まえ、「議事内容について特別の利害関係を有する委員は」と修正いたしました。	
31	3.1.2 方法論策定	p13 方法論を提案することができる主体を拡大していただきたい。 ・理由 現在の文書においては新たな方法論を提案できる主体を「承認された方法論に該当しない排出削減・吸収活動を行おうとする者又はその活動に間接的に寄与する者(設備のメーカー等)は、方法論策定規程に従って方法論を提案することができる。」と定められている。「その活動」および「間接的に寄与」の定義によるが、カーボンオフセットプロバイダーやシンクタンクなどの排出削減・吸収活動には関与しない主体についても方法論を提案する機会を拡大することで、クレジットの流通に携わる事業者等の観点からも新たな方法論が提案され、需要の旺盛なクレジットの創出に資すると考えられる。	プロジェクトを実施することにより排出削減・吸収を促進することが本制度の目的なので、プロジェクト化されない方法論の策定を防ぐため、このような規定としたものです。	
32	3.1.3 プロジェクトの計画	p13 J-VER制度では、各方法論において追加性立証のための「適格性基準」が明示され、追加性の有無の評価は不要となっています(ポジティブリスト化されている)。J-クレジット制度においても同様に各方法論ごとの「適格性基準」をわかりやすく明示すべきと考えます。追加性の判断が自明なものについては、なるべくポジティブリスト化する方が、事業者の作業等軽減できるため適当と考えます。	御指摘のとおり、J-クレジット制度においても追加性を有することの蓋然性が高いものについては、ポジティブリスト化し、プロジェクト実施者の負担を軽減していきたいと考えております。	
33	3.1.5 審議・登録 3.1.8 審議・認証	p13 プロジェクト計画書・モニタリング報告書の内容の公開については企業秘密等の公開不可能な情報については非開示とすることを認めることを明確にされたい。 ・理由 プロジェクト計画書・モニタリング報告書の内容については投資改修年数の計算等において設備の取引価格や燃料の取引価格、購入量など、企業秘密にあたる情報も含まれることになることが想定され、これらの情報をすべて開示することを義務付けた場合、プロジェクト実施者となりえる企業がクレジットの創出をあきらめてしまうことになると考えられる。 企業秘密等の情報については審査機関および委員会にのみ開示されることとし、非公開にすることも認めるよう配慮することでクレジットの創出者を幅広く確保することが可能になり、クレジット市場が活性化すると考えられる。	御指摘のとおり、プロジェクト計画書及びモニタリング報告書の内容の公開に当たっては、企業秘密等の公開不可能な情報については非公開とする運用としていく予定です。	
34	3.2 J-クレジットの管理	p14 登録簿口座を開設できる組織に制限を設けないでいただきたい(任意団体等による口座開設も可能にしていきたい) ・理由 「登録簿規程」が明らかでないことから、現段階では判断ができないが、クレジットの創出および流通に関与することを希望する組織の形態には、任意団体等の法人格を持たない組織も含まれると考えられる。 J-クレジット制度実施要綱(案)6頁においては「J-クレジット保有者の要件 J-クレジットの保有者に制限は設けない。」とされており、この考え方に則って口座を開設できる者についても制限を設けないでいただきたい。 クレジットの創出および流通を活性化するために登録簿口座を開設できる組織に制限を設けないでいただきたい。	御指摘のとおり、任意団体等による口座開設も可能とする予定です。	
35	3.3 森林監視プロジェクトに係る特別措置	p14 森林管理プロジェクトのバッファを3%としています「統計資料に基づいて自然攪乱面積割合を年度ごとに算定」とありますが、実績はいかがだったのでしょうか？それが3%を超えた場合にはどうするのでしょうか？	J-VER制度における自然攪乱等によるバッファ口座からの無効化口座への移転実績は、平成20年度分が0t-CO2、平成21年度分が4t-CO2、平成22年度分が11t-CO2となっております。 現時点でのバッファ口座におけるクレジット量を勘案すれば、今後自然攪乱等が起こった場合にも十分対応できると考えております。	

番号	該当箇所	意見内容	コメントに対する 考え方
36	3.3 森林監視プロジェクトに係る特別措置	p14 特別措置の対象に経済的影響を追加する ・理由 制度管理者が自然撓乱や収用などに備えて3%のバッファを確保するという素晴らしい制度設計であると認識をしております。その中で、本制度の終了が2021年3月31日と長期に亘ることを考えたとき、プロジェクト実施者の経済的影響を特別措置の対象とすることで、さらに制度の信頼性を確保できるものと考えます。	バッファ管理は、避けがたい土地転用による吸収量消失分の補填として、プロジェクト事業者等に公平に活用される制度です。プロジェクト事業者等の経済的影響は、個々のプロジェクトによって差異があり、バッファで対応することは公平な運用とならない可能性があります。
37	3.5.3 地域版制度の承認手続	P15 「③制度管理者は、運営委員会での審議結果を踏まえ、3.5.5に定める地域版制度の承認基準に規定する全ての条件を満たしていると認められる場合、地域版制度として承認し」とあるが、規程類に記載のない事項については、制度管理者の決定による独自の手法で構わないか。	実施要綱3.5.5にあるように「地域ごとの状況に応じ、地域版制度運営主体は、要求事項を追加的に定めることができる」としており、J-クレジット制度の規程類に記載のない事項については、地域ごとの状況に応じ、独自のルールを定めていただいて構いません。
38	3.5 地域版J-クレジット制度の概要	p15 地域版J-クレジット制度をわざわざつくることの意味(理由)は何でしょうか？そのメリットとデメリットを評価して、メリットが大きいということでしょうか、それを教えてください。	地域版J-クレジット制度は、基本的方針の一つである「地域資源の活用による温室効果ガス削減に向けた地域の取組やクレジットの地産地消を後押しし、地域活性化につながるような制度とする。」に基づいたものです。
39	4.3 経過措置	P19 本制度において、国内クレジット制度のルールに基づき、当該排出削減事業に起因する排出削減量の認証を受けることができる」とありますが、実績報告補の様式(帳票)等は国内クレジット制度で使用していた様式(帳票)をそのまま使用できるか。	様式も含めて旧制度のルールに基づき認証を受けることが可能ですので、御指摘の様式もそのまま利用いただけます。
40	4.3 経過措置	p19 「移行届」により国内クレジット制度またはJ-VER制度のルールにより発行されたクレジットはJ-クレジットとみなさず、元の制度のクレジットとして取り扱うべきである ・理由 「移行届け」によりクレジットの創出を継続したプロジェクトから発行されるクレジットは創出ルールにおいても活用先のルールにおいても、それぞれの旧制度に基づいており、何らJ-クレジットのルールに則っていないため、旧制度と同様の名称の国内クレジットあるいはJ-VERとすべきである。 移行届けによらず、ベースラインの改定を受け入れ、J-クレジットとして登録しなおしたプロジェクトと、移行届けにより創出を継続しているプロジェクトでは同様のプロジェクトであっても排出削減量の評価が異なることが想定され、これらを同一に扱うことは、排出削減・吸収量が合理的に比較可能となる「一貫性」を原則とする制度として矛盾している。 ※たとえば太陽光発電を対象としたプロジェクトで、J-VERと国内クレジットには周辺機器の使用に由来するGHG排出をプロジェクト排出量にカウントするかしないかで扱いに差がある。つまりJ-クレジットとして方法論が統合された際には太陽光発電のJ-VERプロジェクトと太陽光発電の国内クレジットプロジェクトのいずれかは、J-クレジットとして再登録した場合に排出削減量の評価が変動することは明白である。 創出ルールも活用ルールも異なるものを同一のものと認識することは困難であり、これら別物のクレジットを同様の名称で取り扱うことは、そもそも名称をつける意味が「識別すること」であるという考え方に逆行するもので、混乱を招くデメリットしかなくメリットが存在しない。 今後J-クレジットのルールに則って発行された正真正銘のJ-クレジットと、旧制度ルールに則った名称だけのJ-クレジットの両方が同様の名称で市場に供給された場合、大きな混乱をきたすことになると考えられ、クレジット利用者が不利益をこうむることが懸念される。	2013年4月1日以降の排出削減・吸収活動から創出されるクレジットが国内クレジット、J-VER、J-クレジットの3種類に分かれることは、統合の意義を失うため全てをJ-クレジットとして扱うことにしたものです。 ただし、活用先は旧制度のルールに従うことになるため、いずれの制度から移行した事業によるクレジットであるかについては、登録簿上で識別が可能となるように管理を致します。

番号	該当箇所	意見内容	コメントに対する 考え方 別 添
41	4.3 経過措置 p19	「当該プロジェクトのモニタリング開始日から8年を経過する日までの間は、本制度において、オフセット・クレジット(J-VET)制度のルールに基づき、当該プロジェクトに起因する排出削減・吸収量の認証を受けることができる。」ことについて ○モニタリング開始日とはいつの日を指すのか明記されてますでしょうか。	御指摘を踏まえ、旧制度のプロジェクト計画書に記載のある「排出削減事業開始日」又は「プロジェクト開始日」と修正しました。
42	4.4 プロジェクト開始時期の特例 p19	特例措置として、新クレジット制度に事業承認・プロジェクト登録申請を行うことができる対象者の範囲が、 ◆2012年度中に事業・プロジェクトを開始して、その登録を受けていない者のみ と非常に限定的な募集であるため、特例措置の対象期間を拡大していただきたく考えております。 ・理由 直近2か年の日本国内情勢を鑑みると、特例措置の対象期間を拡大したほうが、より多くの潜在的な登録希望事業者が新クレジット制度を活用できると考えたためです。(以下はその状況説明となります) (1)東日本大震災以後の2011年度ならびに2012年度につきましては、震災による混乱からの回復に日本国内がエネルギーを要した時期であり、震災が原因と考えられる以下に象徴される問題に直面したため、国内情勢が平穏としていたとは言えなかったと考えております。 ①原発停止によるエネルギー問題の顕在化 ②急激な円高による国内産業(製造業)への打撃 ③風評被害(特に被災地域)等 (2)同時にクレジット市場状況についても、必ずしも高活性であったとは言えなかったと考えております。 その理由として「J-VET市場」は、現状としては累計認証クレジット量に対して無効化されたクレジットは10%程度であるという状況であるためです。 (3)しかしながら、日本国内が協力して震災後に直面した問題を乗り越え、政権交代による国策方針が劇的に変更されるにより、2012年度後半から国内に回復の兆しが見えてきました。 クレジット制度活用を検討していた事業者は、精神的にも余地が生まれたため、震災により一時中断していた活用検討をこの時期から正式に取り掛かることが可能となったと考えております。 (4)そのような状況下で、まさに2013年度から始動する新クレジット制度は、新規にプロジェクト登録を実施するには丁度良い起点となると大きな期待を抱いている事業者が本会も含め多数存在しているのではと考えております。 (5)従いまして、上記のような事由も勘案のうえ、プロジェクト開始の特例時期については、震災直後の2011年度中に活動を開始した事業・プロジェクトについても登録を認めていただき、本会を始めとする登録事業・プロジェクトが新クレジット市場の活性化に対して一役買うことができると考えております。	本特例措置の趣旨は、御指摘のとおり、新制度が開始されることが平成23年4月に公表されて以降、新制度におけるプロジェクト登録に向けて準備を始めておられた方がいる可能性があると考え、2012年度中に排出削減活動を開始したものについては、新制度において登録することが可能としたものです。
43	4.4 プロジェクト開始時期の特例 p19	2012年度中に排出削減・吸収活動を開始」を、「2008年度以降に排出削減・吸収活動を開始」に修正すべきである。(なお、認証対象期間 は、本実施要綱(案)1.6 の通りで意見なし。) ・理由 (1)平成20年3月「京都議定書目標達成計画」が改定、同年7月に「低炭素化づくり行動計画」<*1>が閣議決定され、既存制度はスタート<*2>した。J-クレジット制度はその後継制度。 <*1>2050年までの長期目標として、現状(当時)から60～80%の削減。後継制度での対象期間の変更は継続性を失する。 <*2>「低炭素化づくり行動計画」13ページ「Ⅲ 国全体を低炭素化へ動かす仕組み・1 排出量取引」 (2)「新クレジット制度の在り方について(取りまとめ)」(平成24年8月2日)の20ページ「④承認前に開始されたプロジェクトについて」では、「新制度においては、既存の制度との継続性や追加性の考え方にも留意しつつ、新制度における承認前に開始されたプロジェクトの取扱 いについて検討する必要がある。」とある。 (3)また、「国民一般への公平性」も担保されるべきである。 J-クレジット制度がスタートした後、同じ業界団体で仮に、2008年4月～2012年3月の間に同じ省エネ設備を導入した会社が複数あった場合において、下記の不公平が生じる。(例えば、同じ農業協同組合内で隣同士の農家がヒートポンプを導入した場合など) ●A社は既存の制度で事業承認を得ている・排出削減量のクレジット化が可能 ●B社は既存の制度で事業承認を得ていない。J-クレジット制度への申請できず、排出削減量のクレジット化が不可この不公平感は、J-クレジット制度の普及の足かせにはなっても、促進に寄与するものとは考えられない。 (4)上記(1)(2)の「既存制度の継続性」、上記(3)の「公平性」より、「4. 4 プロジェクト開始時期の特例」の一部記載(「2012年度中」)は修正されるべきである。(なお、追加性については、関連する制度の各文書に基づき、個々のプロジェクトで精査されるべきである。)	J-クレジット制度は、2013年4月以降に開始される制度であるため、2013年4月以降に排出量の削減又は吸収量の増大に資する取組を実施したものを、J-クレジット制度が存在しない場合に対して追加的な取組とみなしております。よって、「2008年度以降」に修正することは不適当であると考えております。 また、(3)として例示していただいているケースの場合、B社にとっても既存の制度に申請をする機会があったと考えられることから、新制度においてB社の取組をクレジット化することを認めてしまうと、早い時期から既存制度に参加していたA社に対して、逆に不公平が生じてしまうと考えます。

番号	該当箇所	意見内容	コメントに対する 考え方	別 添
44	4.5 審査機関の登録に関する特例	p19 申請中のISO14065認定が認定されなかった場合は認定取り消しと同様の扱いを適用する。 ・理由 認定されなかった場合の取り扱いが決められていないため。	申請中のISO14065認定が認定されないまま、暫定期間の2年が経過した場合には、妥当性確認・検証を行うことはできなくなります。	
45	4.5 審査機関の登録に関する特例	P20 この「暫定的な認定分野の特例」は、JABIによる認定事業が始まった当初に、認定審査機関が少ないことからJ-VER制度で考慮された特例であり、既に認定機関が妥当性確認で5社、検証で8社ある状況で、さらに複数社が認定審査を行っている状況であれば、このような特例は必要ないと考えられる。この暫定ルールの設定が、審査機関の14065認定取得を遅らせることにつながる可能性がある。妥当性確認と検証は必要とされる力量は異なるので、認定分野の特例の設定は、本来力量がない分野の審査を認めることにもつながりかねない。したがって、特例は必要ないと思われる。	御指摘のとおり、妥当性確認と検証では必要とされる力量は異なるため、「当分の間」を追加しました。今後、J-クレジット制度におけるプロジェクト登録件数の動向を見極め、本特例をいつまで継続すべきかを検討してまいります。	
46	4.5 審査機関の登録に関する特例	p19 審査機関としての暫定登録については、以下の要件を満たす審査機関も登録を可能としていただきたい。 「国内クレジット制度、あるいはオフセット・クレジット(J-VER)制度において、2013年3月31日時点で登録されていた審査機関」 ・理由 J-クレジット制度での審査機関暫定登録要件に、認定機関での事務所審査終了が含まれており、要件の提示から制度運用開始までの期間が短く、対応が困難である。更には、国内クレジット制度等で審査を担当していた審査機関は、妥当性確認、及び検証に関してのノウハウを蓄積しており、審査レベルも一定水準を有している。	J-クレジット制度においては、あくまでISO14065認定を取得していることを審査機関の要件としておりますので、暫定措置をさらに緩和することは考えておりません。	
47	4.5 審査機関の登録に関する特例	P20 3機関未満の場合、CDM/JIでDOEまたはAIEとして当該セクトラルスコープへの登録のある全審査機関が審査可能であるとすると、認定を取ることにに対するインセンティブが一切働かない(すでに認定取得をしているある機関は、このルールが採択された場合、認定取得を継続しないことも検討すること)。従って、この措置を半年間程度の時限的措置とするか、登録された機関がない場合にCDM/JIでDOEまたはAIEとして当該セクトラルスコープへの登録のある全審査機関が審査可能であるとするべき。	御指摘を踏まえ、「1機関に満たない認定分野(「GHGの吸収プロジェクト(森林)」のみ3機関とする。)に限り、」に修正いたしました。森林分野のみ3機関としたのは、プロジェクト登録件数を踏まえたものです。	
48	4.5 審査機関の登録に関する特例	P20 認定分野の特例について、この暫定要件が続く限り、どの機関も認定分野を追加して申請登録しないことが推測される。仮に暫定要件を設定するならば、Earlyaction で取り組んだ機関に対し、何がしかの優遇策を考えて頂きたい。	御指摘を踏まえ、「1機関に満たない認定分野(「GHGの吸収プロジェクト(森林)」のみ3機関とする。)に限り、」に修正いたしました。森林分野のみ3機関としたのは、プロジェクト登録件数を踏まえたものです。	
49	その他	共同実施者の取扱いはどうなるか。	J-クレジット制度においては、プロジェクト実施時に購入者を確保しておくかどうかは、各プロジェクト実施者の判断に任せることとし、共同実施者の要件は設けないこととしております。	
50	その他	名称変更のお願い。これまでの経験から「クレジット」という名称は、サラ金等のイメージの良くない金融に間違えられることがあり、スタート時点でとてもマイナスである。したがって、名称の変更を希望します。	旧制度からの継続性及び海外の制度との整合性の観点から引き続き「クレジット」という用語を使用いたします。なお、名称を含め制度の知名度が向上するよう必要な施策を講じてまいります。	
51	その他	営業に回っても説明会を開いても、イベントでブースを出展しても、とにかく知名度が低い。国としてもっともっと普及啓発を行って、知名度を上げてほしい。	御指摘を踏まえ、制度の知名度が向上するよう必要な施策を講じてまいります。	

番号	該当箇所	意見内容	コメントに対する 考え方	別 添
52	その他	クレジットの創出もカーボンオフセットも現状では市場の価格では制度が成り立たない。両取組とも、国の補助が必要だと思います。	御指摘を踏まえ、今後とも必要な支援を講じてまいります。	
53	その他	削減系のクレジット売却額は廉価で、吸収系のそれは高額である。 そのため制度として、成り立っていないと感じる。 国の補助が期待できないのであれば、削減系については、追加性の考え方はやめた方がよいと思う。制度を回すためには、極力制約は設けない方がよい。	追加性については、信頼性のある制度とするため必要なルールであると認識しております。一方、ポジティブリストを活用するなど追加性の証明方法については簡素化を図ってまいります。	
54	その他	現行装置の何らかの因子を改善し、CO2削減量をクレジットとする件で提案があります。 装置の因子のなかに、新規の潤滑油に変更することでCO2削減が可能です。 このような場合、潤滑油供給者がクレジットの一部に貢献したと認定する方式を採用することを提案します。 一部のクレジットを潤滑油供給者に渡すことが困難な場合は、「貢献者」の認定でも していければ幸いです。 提案の効果 ① 弊社の離型剤を更に普及させ（現在 15%のシェア）、日本のCO2の削減に貢献できる ② 潤滑油メーカーばかりでなく、装置の副資材を供給するメーカーも、更に努力し、CO2削減に貢献するよう研究するでしょう。 背景 弊社は、株式会社・青木科学研究所と言う潤滑油の製造・販売会社です。 アルミ鑄造分野のダイカスト用の「金型離型剤」が主力商品です。 2004年に革新的な離型剤を開発し、現在では特許13件、技術賞7件を受賞しております。 弊社離型剤のCO2削減効果 従来の水溶性離型剤を使うと、金型面に水が残り700℃の溶融したアルミと接触し、爆発します。 そのため、空気を吹きかけ、水を吹き飛ばしています。空気はコンプレッサーで作られるので電気を消費します。 平均的に言って、装置1台当たり、40秒で鑄造製品を作る時、乾燥空気を4秒吹きかけます。日本の約7000台の装置で、毎回 空気が消費されています。 弊社の新離型剤は、「油性」であり、①水を含まない②従来品の1/1000の塗布量を可能とする結果、乾燥空気が不要です。顧客1社で3カ月の電力消費量を評価した結果、59トン/年/台のCO2削減 （日本全体が使っていれば419,000トン/年）と試算されました。 その結果、日立環境財団の第33回 環境賞・優良賞を受賞しました（論文：環境研究 2006 No143, P30～P35）。トヨタ、日産、ホンダを始め、多くの部品を作っている方々にCO2削減の実績を残しています。	国内クレジット制度又はオフセット・クレジット（J-VÉR）制度の方法論において該当のない技術については、J-クレジット制度において方法論として申請していただく必要があります。J-クレジット制度における方法論の申請手続は、追って公表いたします。	
55	その他	J-クレジットには、消費税をつけて販売するか、消費税を付けずに販売するか、判断材料を提供いただきたい。 ・理由 クレジットを使用する側の企業等にとって「クレジット購入費用」は「国等への寄付金」という扱いが可能であるが、この場合、寄付金に消費税がつくのは会計上不適切なので、買い手の会計は消費税分までを寄付額とするのか、買い手が寄付扱いの処理をする場合に売り手は消費税を付けずに販売するのかを明示しないと混乱するため。	J-クレジットの税務上の取扱いについては、今後関係省庁と協議してまいります。	

番号	該当箇所	意見内容	コメントに対する 考え方 別 添
56	その他	今年度末までの今年度分の削減・吸収量は、2013年度の上半期まで各省それぞれで認証委員会を開催し、クレジットの発行ができるものとしたということですが、現行の制度が2013年度末であるため、2013年度中に認証を受けるためモニタリングの対象期間を年度途中としたプロジェクトが多いと思われます。つきましては、同年度のJ-VERは期間が違ってもクレジットの発行ができないということであったと思いますが、今回の上半期まで認証委員会の開催措置に伴い、同年度の残期間分について吸収量の算定のみとなるため、検証不要として認証できないでしょうか。	平成25年上半期に開催される認証委員会で認証されるクレジットは旧制度の国内クレジット又はJ-VERであるため、検証を不要とすることはできません。
57	その他	「J-クレジット制度自体の目的」の明示およびそのjustificationが必要(国内での削減活動促進策というだけでは不十分です。他の政策措置に対する優位性が必要です)。とくに「補助金+チェック機能」というずっとシンプルでストレートなかつ目的に合わせて各種チューニングの容易な代替政策に比較して、メリットとデメリットを明らかにして、それでもクレジット化の方がベターであるというjustificationをお願いします。 ・理由 J-クレジットそのものの存在意義に対する本質的疑問が2点あります。新たな制度として再出発する段階ですので、それを明確化すべきだと思います。 1点目は、J-VERはともかく、国内クレジットはもともとはコンプライアンス市場のためのメカニズムでした。国内の排出権取引制度(中国では7つもパイロットスキームが動いてきています。その他の国もいろいろ動いてきている国があります)が日の目を見ることがなくなっている状況で、しかたがなく方向性をボランタリー市場に向けているわけです。そのあたりを、新たな制度に再編するにあたって、もういちどしっかり、議論する必要はないのでしょうか？ボランタリーで本当に需要を開拓できるのでしょうか？ 2点目は、上記と関係しますが、その制度の「目的」です。 J-VERも国内クレジットもそれなりに動いていましたが、それはかなりの政府資金をつぎ込んでいるからです。自立した仕組みであるCDMは、(いまはクレジット価格が暴落しているため参考にならないかもしれませんが)、年間1万トン程度の削減量がなければペイしないと言われていきます(CDM化のさまざまなコストを賄えないという意味です)。J-VERも国内クレジットも、標準的な削減量は年間数百トンです。いかにストリームラインされていたとしても(手続きのステップはCDMを真似ているのでかなり共通です)、そもそもこれで機能するのでしょうか？という疑問が湧きます。実際どうしているかという、審査プロセスやPDD作成プロセス等に補助金をつぎ込んでなんとか機能させているわけですね。問題は • そのうちに補助金が不要になる見込みはあるのだろうか？あるいは • 補助金をつぎ込んで意味のある目的があるのだろうか？ • あるとしたら、それは他の政策措置よりも望ましい方法ではなからうか？ などの点に答えていない、いや答えようとしていない点です。 一点目は、たとえば再生可能エネルギーの固定価格買取制度を考えてみましょう。この制度は、逆進性もあり、よく考えるとそれなりに課題がありそうです。RPS/グリーン証書という別の方法もあります。ただ、主目的である再生可能エネルギーの大量普及のためにもっとも効果的な方法で、かつ普及による量産効果で補助金額は減減させていくことが可能になると見込まれるということでしたら、exitが見えているので、過渡的な措置として意味があると思います。 ところが、(そのようなスタディーを行ったかどうかは定かでないのですが)J-クレジットの場合、そのような「見込み」があるような気がしません。制度としてsustainableでない制度を導入していいのでしょうか？ もちろん、非常に大きな「目的」があって、それがJ-クレジットでは(他の政策措置より)有効に実施できるのであれば、意味もあるでしょう。それは何でしょう？ クレジット制度は通常はゼロサムですので、国内での「削減」には結びつきません。コンプライアンス目的でもボランタリー目的でも同じです(これは理念的な状況ですので実際は異なりますが)。国内での対策を進めるのであれば、たとえば 「補助金+そのチェック機能」 という別の政策措置はいかがでしょう？ずっとシンプルな仕組みとなります(RPS/グリーン証書取引制度に比較して、「固定価格」買取制度が有効です。また、この場合、ゼロサムではないので「削減」になります)。ほかにNAMA方式のような、排出権化しないけど、簡単なMRVで済ませる方式もあります。 おそらく、「J-クレジットでしかできないメリット」もあると思いますので、制度としては、それを明確化し、逆にそのメリットを最大化する仕組みを組み込むべきでしょう。それはいったい何でしょう？	クレジット制度の意義は、補助金制度等と異なり、クレジットを介した民間の技術や資金を活用して、ボランタリーに省エネや排出削減を進めて行く点にあると考えております。こうした制度の意義は、今後も変わらないと考えております。本制度により創出されるクレジットは、引き続き、産業界の低炭素社会実行計画の目標達成にも活用できます。 価格等の問題については、需給バランスの中で決まってくるものであり、制度論とは別のものと考えておりますが、カーボン・オフセットや低炭素社会実行計画などの取組が広がってきている事も踏まえ、今後さらに、こうした取組の需要拡大を図る必要があると考えております。なお、支援制度については、ご指摘のとおり、将来的には自立的に回っていく制度とすることが必要だと考えておりますので、支援の在り方についても検討を進めているところです。

番号	該当箇所	意見内容	コメントに対する 考え方
58	その他	J-VER、国内クレジットで判明した問題点は何で、それをJ-クレジットでどう克服するようにデザインしたのか？あるいはその逆で、なにがクレジットで、それをどう促進させるようにデザインしたのか？が、を明示すべきだと思います。	基本的方針の一つにあるように、J-クレジット制度は、「国内クレジット制度及びオフセット・クレジット（J-VER）制度の優れている点を取り入れ、相互補完し、多様な主体が参加できる制度」として設計しております。
59	その他	エネルギー基本計画、温対法や温暖化対策にかかわる目達計画の整備を行っていただき、その中でのJ-クレジット制度の位置づけを明確にしていだきたい。 現状では、ボランティアな位置づけとなってしまう、取引量が増加しないことも予想される。	御指摘の計画におけるJ-クレジット制度の位置付けについては、当該計画の策定状況を踏まえ、今後検討してまいります。
60	その他	J-クレジットは、相対取引となるためにどのような場で、価格の傾向や売買先を見つけるのが課題となると思われる。 国の試行事業として、市場を形成して模擬的に取引を行うような検討をいただきたい。また、間をとりもつトレーダーの育成も今後の国の事業として取り組むべき。 自治体のネットワークを使い、色々な取引相手を見つける場（お見合い）を設定することもご検討頂きたい。	取引市場の形成については、今後のJ-クレジットの取引量を踏まえ検討してまいります。また、J-クレジットの創出側と購入側のマッチングの推進については引き続き取り組んでまいります。
61	その他	削減対象は安全性の確立したもの又はそれを十分に担保されるものである必要から従来の国内クレジットとJ-VERの審査基準に差異がありそれ故に承認事例にも際が結果として表れることは信頼性が失われることにつながると思います。今日の事例として危険なプロジェクトも認証されている事例があり、例えば燃えるものであればバイオマスであれば何でもボイラー等で燃やしてクレジットとして認められている事に非常に危惧を感じています。 その具体例として、廃食油等を直接又は廃エンジンオイル、トランス油、ATFオイル、その他本質不明の油等と任意に混ぜて何ら品確法の規定もない燃料を使用してこれらを二酸化炭素の削減につながる等の事例は、非常に危険で、その理由としては廃食油には食塩つまり塩素がくまれており、それに食物を揚げた時に含まれる動物の血液やタンパク質などもあり、低温燃焼時にはコプラナダイオキシン類が発生している危険性が極めて大きく、環境汚染につながると思います。 このような廃油ボイラーを農業用ハウスの暖房に使用したりすることは、排ガスが植物に悪影響が出る可能性があり、野菜がダイオキシンで汚染される結果につながりかねないと思います。 今後はこのような事例は除外又は安全性の担保を義務化するべきであり、また排ガスや燃焼ススも当然ダイオキシンの有無を定期的又は第三者による抜き打ちで実施する必要があると思います。また、それ故に、それを認証する機関の透明性や認証事例に法的な責任を負わせるべきだと思います。	J-クレジット制度では、個別方法論において、遵守すべき燃料の品質基準を規定するとともに、約款において法令を遵守したプロジェクトの実施を行うことを誓約していただく予定です。

J-クレジット制度の規程類(案)についてのパブリックコメント募集結果(実施規程(プロジェクト実施者向け))

別 添

平成25年4月
(計40団体・個人)

番号	該当箇所	意見内容	コメントに対する考え方
1	1.2 用語の定義	p1 「更新」プロジェクトの定義が不明瞭です。たとえば通常の産業用省エネプロジェクトの場合、何らかの生産設備があり、それに省エネ設備を取り付け、「更新」とは生産設備は変更がなく省エネ設備が更新されるケースです。「新設」の場合、「生産設備の新設」であるわけですが、そのあたりを明確化すべきでしょう。	御指摘を踏まえ、「プロジェクト実施前に存在する設備の全部又は一部に代わって排出削減に寄与する新しい設備を導入するプロジェクト」と修正いたしました。
2	2.2.2 2013年4月1日以降に実施されたものであること	p5 2013年4月1日以降に実施～とありますが、「実施」の定義をより具体的にしていいただきたい(設備の納品日、設備稼働日、購入契約日、あるいはその後に設定したクレジット開始日なのか等)。CDMでも'PJ start date'の定義がネックになるケースがあり、Glossaryにて具体的に定義されております。	御指摘を踏まえ、設備の導入を伴うプロジェクトの場合、設備が稼働した日と明記しました。
3	2.2.3 追加性を有すること	p6 燃料費の算定に用いる燃料単価は直近1年間の平均とありますが、PJ開始日から遡るのか、PJ意思決定日からなのか、等具体的に定義いただきたい。	御指摘を踏まえ、本文を「プロジェクト開始前の」を追記いたしました。
4	2.2.3 追加性を有すること	p6 プロジェクト実施後については、プロジェクト実施直後の購入契約単価を用いて算定すればいいのか？ 昨今、燃料価格の乱高下があるため、購入契約単価についても、使用するデータの時期を明確にした方がよいと思われる。	御指摘を踏まえ、本文に「プロジェクト実施直後の」を追記いたしました。
5	2.2.3 追加性を有すること	p6 プロジェクト実施前である場合、事後コストは見込で良いと判断致しますが、見積金額、試算金額を使用する場合についても明記しておくべきではないか？	御指摘を踏まえ、解説部分に追記いたしました。
6	2.2.3 追加性を有すること	p6 追加性の判断においては、削減実施者(プロジェクトサイトに立地し、設備投資等を実施する事業者)だけではなく、燃料を供給する事業者や他の関係者の立場で評価した際に経済的追加性がある場合も対象としていただきたい ・理由 現在の文書上は原則削減実施者の立場でのみ経済的追加性を評価しているように見受けられる。例えばバイオマスペレットを用いたプロジェクトなどにおいてはペレット製造コストが販売単価を上回っているようなケースもあり、燃料供給者の観点では経済的な障壁があることが明らかな場合がある。このように、プロジェクトに関わる多様な立場のうち、いずれかの主体の観点から評価した場合に経済的な障壁があることを論証できれば追加性があることを個別の方法論等で認める形をとれば、クレジット創出者の幅が広がり市場が活性化すると考えられる。	基本的には、プロジェクト実施者による投資により判断することとしていますが、解説部分に記載のとおり、複合的に判断することが妥当である場合には、そのような判断も可能としております。
7	2.2.3 追加性を有すること	p6 「法律で義務付けられている設備の導入等による削減活動は、追加性を有していないため、本制度の対象プロジェクトとすることはできない。」とあるが、これは法律に限定されるもので、条例は対象にならないという理解でよいかが明らかにされたい。 ・理由 地域間格差が発生する懸念があるために確認	法律か条例かを問わず、設備の導入が義務とされている場合は、追加性を有しないものという理解です。ご指摘を踏まえ、両者を広く含む概念である「法令で」と本文を修正いたします。
8	2.2.3 追加性を有すること	p6 「法律で義務付けられている設備の導入等による削減活動は、追加性を有していないため、本制度の対象プロジェクトとすることはできない。」とあるが、義務付けとは努力義務ではなく、罰則のある義務という理解でよいかが明らかにされたい。 ・理由 追加性およびベースラインの考え方の確認	努力義務は含まれません。なお、義務付けとは、必ずしも罰則のある義務だけに限られるわけではありません(行政命令による担保も含む。)
9	2.2.3 追加性を有すること	p6 「法律で義務付けられている設備の導入等による削減活動は、追加性を有していないため、本制度の対象プロジェクトとすることはできない。」とあるが、これは法的義務付けがある行為はベースラインシナリオになると解釈できる。事業所単位での削減目標設定がある条例の目標達成や、低炭素社会実行計画における目標達成はベースラインシナリオにはならないという解釈でよいかが明らかにされたい。 ・理由 クレジット創出者はクレジット分について上乗せ報告することが原則であるため、目標達成はベースラインシナリオではないと考えられるが、明確でないため確認。	御理解のとおりです。

番号	該当箇所	意見内容	コメントに対する 考え方	別添
10	2.2.3 追加性を有すること	p6 6ページ(1)①計算式中の「年間ランニングコスト削減額」の内訳、あるいは、算定の指針を本実施規定に明記すべきである。事務局による密室の独断を回避すべきである。 ・理由 ■ 追加性があるかどうかは、投資を行う際に行うものである。 ■ 当然に、投資を行う際に入手可能なデータで、投資回収年数を計算する。 ■ 国内クレジット制度事務局では、この手法で計算した排出削減事業計画書を受理しなかった(ソフト支援の対象外にされた)。不受理の理由は制度文書にないため、文書での回答要求を無視し、口頭(電話で威圧的に)により回答あった。(申請取り下げるしか、国民には術がなかった。救済策なかった。)このような事態を避けるためにも、本実施規定で明文化すべきである。 【備考】口頭により、投資回収年数が不可とされたものの内容(農業用ハウスにおける空調機の更新) ① 投資判断時点の活動量(電力使用量)が外気温や経済財状況・病虫害の発生により、実際には大きく増えた。 ② 投資判断時の活動量から、「プロジェクト実施後のエネルギーコスト」を計算し、「過去1年間のエネルギーコスト」の実数との差から、投資回 ③ 事務局の指摘は、投資判断時点の実数(「過去1年間のエネルギーコスト」)を使用してはならず、ベースラインエネルギー使用量から「過去1年間のエネルギーコスト」を計算しないと不適であるとの指摘より、排出削減事業計画を受理しなかった。 ④ ベースラインアンドクレジット方式では、設備効率改善後の活動量の増大も、排出削減量として算定されるものである。にも拘わらず、事務局は独自の判断でルール(ソフト支援受理・不受理)を掌握していた。 ⑤ 事務局の独自の判断基準は、トップランナーの設備や機器を購入後、経済環境など外部要因が変化し、経営判断により活動量を増やした場合、排出削減量は制度において認証されないということになる。当制度の本来の趣旨(排出削減の為の投資の促進)と相反するものになってしまい、投資の足かせとなる可能性が大きい。 ⑥ 事務局の独自判断基準が正しければ、本実施規定に、以下を明示すべきである。→「プロジェクト実施前後の活動量は同一とし、設備効率の差のみで計算したコスト削減額より、投資回収年数を計算しなければならない。」	ご指摘のとおり、追加性の有無については投資を行う際に判断するものであり、投資を行う際に入手可能なデータで投資回収年数を算定することになります。その際、投資回収年数の評価においても、ベースラインアンドクレジットの考え方に基づいて行うため、更新プロジェクトにおいては、事業実施前後で同等の活動量を想定した上で、それぞれに要するエネルギー使用量等の差を用いる必要があります。ご指摘のとおり、上記の考え方が明記されていなかったため、実施規程(プロジェクト実施者向け)p6に、「ランニングコスト削減額を評価する際には、プロジェクトの実施前後で同等の活動量を想定すること」と追記いたしました。 なお、ご指摘の事例は、上記のベースラインアンドクレジットの考え方に沿ったものではないと判断されたため、受付が不可能なものだったと考えます。	
11	2.3.3 追加性を有すること	p6 「追加性」に関して、他に代替案がない単独のケースしか想定されていないようですが、通常は「複数の代替案との比較」で意思決定されます。経済障壁の観点では、より「経済的にメリットがある」代替案があれば、それがベースラインシナリオになるわけです(追加性もその意味であります)。このようにシナリオ間比較(何もしないという代替案も含めて)を可能にしておくべきです(ベースライン側にも同様です)。	本制度においては、事業者の利便性の観点から、投資回収年数による追加性の判断を基本としております。	
12	2.2.7 その他制度の定める事項に合致していること	p10,11 方法論が共通であることが求められており、複数の方法論を組み合わせる場合もその組み合わせが共通であることが求められているが、組み合わせの場合はいずれかの方法論が共通していれば良い形に対象を拡大していただきたい。または複数の技術を総合的に評価できる統合版の方法論を積極的に作成いただきたい。 ・理由 住宅分野などの一般市民を対象としたプロジェクトにおいては、複数の省エネ技術を同時に導入し、これが住宅ごとに組み合わせが異なるケースが考えられる。プログラム型のプロジェクトにおいて、対象となる活動のすべての方法論が網羅されている形で登録しておけば、個々の削減活動の削減技術の組み合わせが異なっても、削減量の評価自体は技術的には可能であると考えられることから、創出者の裾野を増やすとともに、一般市民を巻き込んだクレジット創出を推進するために幅広い組み合わせを認めていただきたい。	プログラム型については、サンプリングを用いたモニタリングが認められていることから、正しくサンプリングを実施するためには、方法論の組み合わせを共通にすることが必要と考えております。	
13	2.2.7 その他制度の定める事項に合致していること	p11 プログラム型の個々の削減活動に低炭素社会実行計画の参加者が含まれている場合でも、法人として参加していても個々の削減活動の範囲と低炭素社会実行計画の対象とする排出活動の範囲が一致していなければ当該プロジェクトから創出されるクレジットは低炭素社会実行計画の目標達成に用いてよいこととしていただきたい ・理由 排出の対象範囲が異なれば法人として参加していても、低炭素社会実行計画の目標達成に当該クレジットを用いてよいことは論理的には妥当と考えられる。	ご指摘のとおり、低炭素社会実行計画の削減目標の対象分野以外で削減活動を行った場合、当該削減行動が低炭素社会実行計画の削減目標達成のための対策と明確に区別できる限りにおいては、ダブルカウントの問題は生じないと考えます。実際に区別できるかどうか等、具体的扱いについては、個別事例ごとに検討していきたいと考えております。	
14	2.2.7 その他制度の定める事項に合致していること	p11 プログラム型の個々の削減活動に低炭素社会実行計画の参加者が含まれている場合でも、当該プロジェクトから創出されるクレジットは低炭素社会実行計画の参加者に由来するクレジット量を保守的に除外した部分については低炭素社会実行計画の目標達成に用いてよいこととしていただきたい ・理由 多様な主体が協力してクレジットを創出することは、制度の拡大の観点からも重要であり、当該プロジェクトにおいて低炭素社会実行計画の参加者でない者が不利益をこうむることは公平性の観点からも改善の必要があると考えられる。 プロジェクト単位での判別ではなくクレジットのシリアル単位での判別が可能になるよう登録簿システムを設計すれば上記手法は可能と	プログラム型プロジェクトは、個々の削減活動を運営・管理者が取りまとめることにより、個々の事業者の手続を簡便化することに意義があるため、個々の削減活動それぞれにシリアル番号を付与するような手続にしてしまうと、プログラム型の意義が失われてしまうと考えます。	

番号	該当箇所		意見内容	コメントに対する 考え方	別添
15	2.5 クレジットの二重 認証及び環境価値の二 重主張の禁止	p13	「クレジットを他者に譲渡(売却)した場合にはクレジット分を排出量と見なし、上乗せして報告することとなる。」とされているが、譲渡したタイミングではなく、原則発行時点で、上乗せして報告することにするのが妥当と考えられる。 ・理由 会計上も発行された段階で資産として計上されると考えられることから、発行時点の上乗せ報告が妥当と考えられる。クレジットを発行したものの自社の削減カウントに用いたい場合は自社向けに無効化を実施し、そのタイミングで削減カウントに戻せばよい。	御指摘のとおり、クレジット創出時に報告する対応とすることを想定しております。	
16	2.5 クレジットの二重 認証及び環境価値の二 重主張の禁止	p13	「クレジットを他者に譲渡(売却)した場合にはクレジット分を排出量と見なし、上乗せして報告することとなる。」とされているが、上乗せして報告する期間は削減対象の期間とすることを原則として示してはどうか。 ・理由 報告制度ではなく自社のCSR報告書等における扱いについて創出者が迷わないよう原則となる考え方を示すことが望ましいと考えられる。 また、上乗せする期間については発行時期あるいは売却時期ではなく、削減実施期間と一致させることが原則として妥当と考えられる。	クレジット創出時点での報告を想定しておりますので、上乗せ期間を限定する必要はないと考えております。	
17	2.5 クレジットの二重 認証及び環境価値の二 重主張の禁止	p13	「なお、国の計画又は法律等において各取組の効果を重複記載することが認められている場合においては、この限りではない。」とあるが、文書のとおり報告側の制度で重複記載が認められている場合は全て報告側の考え方に合わせる事が妥当と考えられる。東京都環境確保条例なども法律等に含まれるのか明らかにしていただきたい。 ・理由 もともと関心が高い制度と考えられることから。	東京都環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度との関係については、今後検討してまいります。	
18	3.3 プロジェクト計画書 の作成	p15	証明に必要な「考え方、あるいは、指針」「根拠」「具体的な資料名」を明記すべきである。 ・理由 ■非明文化事項についての、独自解釈が横行することの回避。 ■明文化されないと、事務局や審査機関の判断根拠が不明確になり、書面によらず、口頭(電話など)によりうやむやにされる余地をなくするため。 ■本制度の 透明性・信頼性・健全性 担保のため。	ご指摘の箇所は、排出削減見込み量に基づいて算出をする必要があるため、個別事業の状況を踏まえて算出の結果が妥当であるかどうか判断をする必要があると考えます。従って、具体的な資料等を指定することは逆に適切ではないと考えておりますが、解説部分において、こういったデータを用いるべきか例示をしております。今後、事例を積み重ねていって、例示を追加していくことは検討していきたいと考えております。	
19	3.3 プロジェクト計画書 の作成	p15	・意見 適切か不適切化の判断について、「考え方、あるいは、指針」「根拠」「具体的な資料名」を明記すべきである。 ・理由 ■非明文化事項についての、独自解釈が横行することの回避。 ■明文化されないと、事務局や審査機関の判断根拠が不明確になり、書面によらず、口頭(電話など)によりうやむやにされる余地をなくするため。 ■本制度の 透明性・信頼性・健全性 担保のため。	ある程度、個別事業ごとの判断が必要になる箇所だと理解しておりますが、事例を積み重ねていって明文化できる部分は今後明文化していきたいと考えております。	
20	4.2.3 妥当性確認機関 への情報提供	p20	”分類B”/”分類C”の定義、あるいは、参照すべき制度文書のページなどを、説明すべき ・理由 わかりやすくするため	該当箇所の標題記載のとおり、J-クレジット制度モニタリング・算定規程に記載されております。	
21	4.3 プロジェクト登録の 申請	p21	項目名を本文の内容と合致させるべき。例えば、「(2)登録申請時書類の内容不備に関わる関係機関などへの対応」 ・理由 わかりやすくするため	点線囲みの中は、本文に記載している内容の解説や補足、という位置づけですので、本文のどの部分に対応した解説や補足であるかを明確にするため、本文に下線を引き、その下線部分を項目のタイトルとしております。	
22	6.2.1 類似制度におい て認証を受けていない こと	p23	「類似制度の認証」ですが、これは実施要項のダブルカウンティングの箇所にも関係するところですが、どうして「グリーン電力証書」も入るのでしょうか？グリーン電力は再生可能エネルギーの価値であり、GHGの価値ではありません。グリーン電力の「価値」のなかに「CO2削減価値」も含まれると明記されていれば別かもしれませんが、...	t-CO2に換算されていなくても、再生可能エネルギーに係る環境価値をグリーン電力証書とJ-クレジット制度で認証を受けるという意味ではダブルカウントとなります。また、グリーン電力証書制度と連動した「グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度」という、GHG削減量を認証する制度が開始されておりますので、制度の例を追加いたします。	

番号	該当箇所		意見内容	コメントに対する 考え方	別 添
23	6.3 検証	p25	森林管理プロジェクトにおいて、現地検証は必須とされているが、森林施業計画、森林経営計画の実行届け、もしくは伐採、造林届けなどの公的書類により、事業の実施は担保されているため、モニタリング報告書と各書類を付き合わせることで、現地検証を省略することができるのではないか。	森林は、同一樹種、林齢でも、地形や管理手法等によって林相が異なり、モニタリングプロットが地形・林相を代表しているかを含めて確認の必要があり、現地検証を省略することは、吸収量算定の信頼性確保のために必要と考えております。	
24	6.5.1 形式的な変更が生じた場合	p27	「再妥当性確認が必要な場合の例」に、「追加性の有無の判断に影響を及ぼすような計画の変更」とあるが、当該変更により、活動量の増加が含まれるかどうか明文化すべきである。 ・理由 ■ベースラインアンドクレジット方式では、設備効率改善後の活動量の増大も、排出削減量として算定されるものである。 ■プロジェクト実施後、経済環境など外部要因が変化し、経営判断により活動量を増やした場合、投資判断時に計算した投資回収年数より短縮されることになる。(設備回転率向上による投資回収年数の短縮) ■このことが、再妥当性確認の対象(計画変更)とされた場合、投資回収年数が3年を切るような活動量の増大(設備回転率の向上)はできないことになる。 ■追加性があるかどうかは、投資を行う際に行うものであり、プロジェクト実施後の活動量の増大に制限をかけるべきでない。 【備考】なお、活動量の増大あった場合は、排出削減量の増大になるため、この点は再妥当性確認を求められれば応じるべきである。	ここで記載しているのはプロジェクト計画自体を変更した結果、投資回収年数の算定に影響がある場合(例えば、予定よりも実際に導入した機器の数が少なくなった、等)を指しております。従って、プロジェクト計画を変更せずに活動量が増加した場合については含まれません。	
25	6.5.2 形式的な変更以外の変更が生じた場合について	p27	森林管理プロジェクトでは、施業箇所の変更があった際に、計画変更届を検証期間に提出するが、その際に当初計画から吸収量が減少した保守的な場合でも、施業箇所が当初計画から変更されていれば、再妥当性確認を実施するという運用になっている。様々な外部要因にあわせて施業箇所をある程度変更していくことが健全な林業活動として必須であるが、この制度運用は林業活動の妨げとなっているのではないか。	J-クレジット制度においても、森林経営計画又は森林施業計画の範囲内で間伐の実施箇所や実施時期の調整を行い、年間の吸収量が増加しない場合には、再妥当性確認を不要としております。ただし、プロジェクトの状況を把握するため、プロジェクト計画書変更届は必要だと考えております。	
26	6.5.2 形式的な変更以外の変更が生じた場合について	p27	施業箇所等の変更における再妥当性確認は、5カ年単位での確認とすべきではないか。森林経営計画も5カ年計画となっており、様々な外的要因による計画期間内の変更が認められている。また、単年度での変更においては、吸収量が上下することはほぼ確実であり、同じ面積、同じ条件の林分は存在しないことを理解すべきではないか。さらに、吸収量が計画よりも大きくなった場合、超過分のクレジット権利を放棄することで再妥当性確認の対象から除外し、クレジット発行経費の抑制ができる仕組みを作るべきではないか。	将来に間伐施業の実施時期をずらす変更は妥当性確認を必要としない変更として認められております。森林経営のための森林経営計画と、森林における二酸化炭素吸収量を、環境の観点から見て信頼性を得るための当制度は、目的が別のものであることを御理解ください。	
27	7.3 クレジット移転	p29	「・・・他者のために代理で無効化を実施する場合には、登録簿規程に従って、登録簿上で手続を行う。」とあり、登録簿規程の内容によるが、手続き可能な時間は24時間とし、無効化手続きであってもペーパーでの処理ではなく電子的に処理できるようにしていただきたい。 ・理由 利用者の利便性を向上するため	将来的には、無効化手続についても電子的に処理ができるよう、制度を設計して参ります。	
28	8.3 自然攪乱や収用などの避けがたい土地転用への対処	p30	「自然攪乱や収用などの避けがたい土地転用の対処」に関して、3%のバッファなどといったように扱うのでしたら、「など」を定義しておくべきでしょう。当初から想定しきれないモノは、ケースバイケースで運用するという方法もあるでしょうが、場合によっては5%のようにすこし大きめにバッファをとるということもいいかもしれません。	避けがたい土地転用の例については、想定し切れていないものも存在する可能性があるため、「など」と記載しているものです。	

J-クレジット制度の規程類(案)についてのパブリックコメント募集結果(実施規程(審査機関向け))

別 添

平成25年4月
(計40団体・個人)

番号	該当箇所	意見内容	コメントに対する考え方
1	2.4 重要性	p4 ・意見内容 特に、妥当性確認時の重要性の基準の定義をより詳細に記述することが必要。 ・理由 現状の「排出削減見込み量」というのは、クレジット期間全体を対象とした量なのか、または、ある一定期間を対象とした期間であるのか、判別つかず、実際の計算が実施できない。	排出削減見込み量については、実施規程(プロジェクト実施者向け)において「プロジェクト計画の策定時に試算する排出削減量の想定値」であり、クレジット期間全体を対象とした量を想定しています。なお、検証時における「排出削減量」は、期間ごとの量を想定しております。
2	3.1 妥当性確認・検証の流れ	p6 プロジェクト実施者との契約(3. 5)とリスク評価(3. 6)の間に、英語で言えばStrategic Analysis若しくはStrategic Review(和訳としては戦略的分析若しくは戦略分析)をする事がISO14064Part 3の4. 4. 1項前半部分の要求事項で規定されておりますが、これが欠落している。これは概要把握とは異なり「分析」が必要になります。出来得ればその解説文(必要でしたら作成します)もあつた方が良いと思います。	御指摘の点は、3.8で網羅しているという認識ですが、「情報が不十分な場合に、審査を開始してはならない」と追記しました。
3	3.1 妥当性確認・検証の流れ	p6 3.7.3プロジェクト実施場所での妥当性確認・検証の①妥当性確認の記述(実地審査を行わない理由を合理的に説明できる場合は実地審査を省略することができる)から、「必要に応じて」という記述は不要になるとと思われる。	御指摘を踏まえ、「(必要に応じて)」を削除いたしました。
4	3.7.3 プロジェクト実施場所での妥当性確認・検証	p12 「1年以内に検証が実施されること」とは、前回の現地審査日を起点として評価すればよいのか？	起点は、前回の実地審査を行った日(複数日の場合はその最終日)です。御指摘を踏まえ、解説で具体化しました。
5	3.7.3 プロジェクト実施場所での妥当性確認・検証	p12 検証時の現地審査を省略できる条件として、1年以内に検証が開始されていることとなっているが、この「検証が開始」とはどの段階を指しているのか？曖昧な表現でなく、検証報告書の日付が1年以内やプロジェクト実施者との契約日が1年以内と条件を明確にすべきではないか？	「検証が開始」とは、今回の検証の対象となるモニタリング報告書をプロジェクト実施者から受け取った日です。御指摘を踏まえ、解説で具体化しました。
6	3.8.1 プロジェクト計画書の妥当性確認	p13 現行のJ-VERプロジェクトを継続希望する事業者が「移行届」提出後、審査機関がその妥当性確認を行う際に現地確認がどのような場合に必要か、または必要でないかを明示すべきと考えます。また、J-VER制度では、現地審査が登録・検証の両方で必須でありましたが、J-クレジット制度では、不要な現地審査は省略できるようにしていただきたい。	移行届により移行されたプロジェクトは、妥当性確認を必要としません。なお、検証については、旧制度のルールに基づき実施されることになります。
7	3.8.1 プロジェクト計画書の妥当性確認	p13 現行のJ-VERプロジェクトを継続希望する事業者が「移行届」提出後、審査機関がその妥当性確認を行う際に現地確認がどのような場合に必要か、または必要でないかを明示すべきと考えます。また、J-VER制度では、現地審査が登録・検証の両方で必須でありましたが、J-クレジット制度では、不要な現地審査は省略できるようにしていただきたい	移行届によって移行されたプロジェクトは、再妥当性確認を経る必要はありません。
8	3.8.2 モニタリング報告書の検証	p15 提出先は事務局ということでしょうか？	御指摘を踏まえ、「制度管理者に」を追記しました。
9	3.9.2 妥当性確認・検証意見の形成	p19 本実施規定の「2.4重要性」において、「重要性の基準は、妥当性確認においては制度の要求事項に従った排出削減見込み量の5%」という記述があることから、左記にもその旨の記述が必要になるとと思われる。	御指摘を踏まえ、「誤りの合計値が重要性の基準値未満であって」を追記しました。
10	3.11 妥当性確認・検証完了後の対応	p20 修正後の対応方法についても明記頂けないか？	プロジェクト実施者に提出するまでが審査機関の対応であり、それ以降はプロジェクト実施者の対応であるため、本文書において、所要の修正を行うとともに、実施規程(プロジェクト実施者向け)の4.3及び6.4の解説に追記しました。
11	3.12 記録と保存	p21 「10年間保存～」の文言の前に「安全に」を付与してはどうか。 ・理由 収集した記録は重要な証拠となるため、改ざんや漏えいの防止を考慮するための文言を付与することは重要であるため。	御指摘を踏まえ、「適切に」を追加しました。
12	その他	審査員または審査チームの力量に関する要求事項の記載がない。DIS14066には、力量に関しての具体的な要求事項はないことから、制度運営側で定める必要がある。	ISO 14066は妥当性確認・検証チームの力量を規定しているものであり、ISO14065の認定基準類のひとつです。したがって、ISO14065認定審査において、力量は適切に審査され、認定されているという認識です。

J-クレジット制度の規程類(案)についてのパブリックコメント募集結果(モニタリング・算定規程(排出削減プロジェクト用)) 別 添

平成25年4月
(計40団体・個人)

番号	該当箇所	意見内容	コメントに対する考え方
1	2.1 活動量のモニタリングの分類	p3 Bの「モニタリング方法例」の記載を以下に修正すべき→「プロジェクト実施者自らエネルギー計測器によりエネルギー量を把握」 Cの「モニタリング方法例」の記載を以下に修正すべき→「理論値によりエネルギー量を把握」 ・理由 活動量は電力量だけでなく、化石燃料使用量や蒸気量もあるため。誤解を招かないため。	御指摘を踏まえ、分類A～Cについて、「燃料使用量等」に統一しました。
2	2.1.3 分類C:概算等に基づく方法	p4 同等な値となるようなモニタリング方法として「2.1」、「2.2」に準ずるモニタリング方法にて把握した値は、そのまま算定に使用できるとありますが、それぞれ準じた結果、「2.1」の分類Cが該当する場合は、結果的に(2)の保守的になるようなモニタリング方法に従うことになる、との理解でよいのか。その場合はその旨、明記いただきたい。	同等な値となるようなモニタリング方法に分類Cは該当しませんので、御指摘を踏まえ、修正いたしました。
3	2.1.3 分類C:概算等に基づく方法	p4 例として電力消費量を定格消費電力と稼働時間の積にて算定するケースが挙げられているが、ボイラー稼働時間の把握は計量法に基づいた計測にはならないと思われるため、保守的になるような補正が必要でしょうか？その場合はその方法を例示いただきたい。また、定格消費電力は2.2(P7)の分類Ⅰ～Ⅲのどれに該当するか、よくわからないため参考として例示いただきたい。	ボイラー稼働時間を実測することは想定しがたいため、例示を燃料使用量のモニタリング方法に変更しました。電力消費量を定格消費電力と稼働時間の積にて算定するケースについては、(2)保守的な値となるようなモニタリング方法に移動しました。また、定格消費電力は分類Ⅱに該当しますので、2.2.2に追記しました。
4	2.1.3 分類C:概算等に基づく方法	p6 補正方法、推定誤差の評価方法の例示をより一層充実していただきたい。 重油の在庫変動を考慮するケースも例示いただいておりますが、その補正例も例示いただきたい(当該作業に多くの時間を費やすことが想定されるため)。	御指摘を踏まえ、例示を追加しました。
5	2.1.3 分類C:概算等に基づく方法	p4 実際の値は、どこ、どの値を計測するのですか？ ・理由 文面より、よく理解できないため	御指摘を踏まえ、「分類A又は分類Bによって求める値と」に修正しました。
6	2.1.3 分類C:概算等に基づく方法	p5 解説の事例では、「定格消費電力が保守的であると説明できない場合」とありますが、下から1・3行目の「モニタリングした活動量」とは、具体的にどのような活動量で、内訳は何か？(プロジェクト実施前後の定格消費電力を同一にし、稼働時間を「モニタリングした活動量」と言っているのですか？) ・理由 文面より、よく理解できないため	ボイラー稼働時間を実測することは想定しがたいため、例示を燃料使用量のモニタリング方法に変更しました。また、モニタリングした「活動量」とは、方法論に定めるモニタリング項目に該当する値であり、電力使用量を指します。
7	2.1.3 分類C:概算等に基づく方法	p6 具体的に、何を、どうやって、計測するのですか？ ・理由 文面より、よく理解できないため	「計測値」とは、プロジェクトで使用するモニタリング方法で把握した値を指しますので、その点明記しました。なお、当該例があくまで推定誤差による補正方法を表現したものであり、具体的な計測方法は明記しておりません。
8	2.2.3 分類Ⅲ:デフォルト値を利用する方法	p8 電力の排出係数について、全電源方式又は移行限界電源方式を選択することが出来るとなっているが、移行限界電源方式のみを採用すべきである。 ・理由 「小規模電源の導入等により代替される系統電力の排出係数について」(平成21年8月)には、全電源平均排出係数を選択可能とする理由として「系統電力需要が増大するような技術を不利としないため」と述べられているが、金銭的価値を生むクレジットの算定方法を有利・不利で考えるべきではない。よって排出削減量を適切に算定出来る排出係数である移行限界電源係数のみを採用すべきである。	現行の両制度との継続性の観点から、電力の排出係数については選択制と致します。

番号	該当箇所	意見内容	コメントに対する 考え方	別添
9	2.2.3 分類Ⅲ：デフォルト値を利用する方法	p9	移行年数に関して、国内クレジット制度における小規模電源導入等による代替系統電力排出係数ワーキンググループにより報告された「小規模電源の導入等により代替される系統電力の排出係数について（H21 年8 月）」に基づけば、限界電源排出係数と全電源排出係数の中間値（以下、「中間値」という。）から全電源排出係数への移行時期は4 年となり、明確な理由もなく、現行制度の2.5 年のまま据え置くことは甚だ不適切である。 系統電力の設備建設には時間を要することを勘案すれば、中間値から全電源排出係数の移行期間は少なくとも4 年以上とするべきであり、それにあわせて、限界電源排出係数から中間値へ移行する時期についても再検討するべきである。 ・理由 国内クレジット制度においては、同制度の期間が2008 年度から2012 年度までの5 年間であることを考慮し、中間値から全電源排出係数への移行年数が2.5 年に決定されている。 J-クレジット制度の期間が2013 年度から2020 年度までの8 年間であることに加え、系統電力の設備建設には時間を要し、当面は既存電源の運用で対応する現状も勘案し、当該部分の移行年数は少なくとも4 年以上の適切な年数に設定するべきであり、それにあわせて、限界電源排出係数から中間値への移行年数についても再検討するべきである。 さらに、上述の再検討にあたっては、J-クレジット制度がCO2 排出削減のための追加的な設備投資を事業者に促すものであり、事業者にとっては、その投資判断の段階で、当該設備の償却期間にわたって追加的な設備投資に見合うクレジット発行の「量」を予測できることが必要である点にも配慮するべきである。	供給計画が反映されるまでの期間が1～2年であること及び現行の両制度との継続性の観点から、移行期間については2.5年と致します。
10	2.2.3 分類Ⅲ：デフォルト値を利用する方法	p9	現行制度のままとなっている、移行限界電源係数における平均値、全電源平均排出係数への移行期間を新制度に適合したものに見直すべきである。 ・理由 この移行期間の根拠となる「小規模電源の導入等により代替される系統電力の排出係数について」（平成21年8月）によると、供給計画が反映されるまでの期間（1～2年）と国内クレジット制度の終了までの期間（約4年間）から、一種の試行として全電源平均排出係数への移行期間である2.5 年が決まっているが、本制度では終了までの期間が8年間であり国内クレジット制度とは異なる。また数年で全ての電源が平均的に調整されるとは考えがたい。 新制度に合致した、小規模電源の導入等の効果を適切に評価出来るような係数に見直すべきである。	供給計画が反映されるまでの期間が1～2年であること及び現行の両制度との継続性の観点から、移行期間については2.5年と致します。
11	2.2.3 分類Ⅲ：デフォルト値を利用する方法	p8	排出削減プロジェクトのモニタリング・算定において、その電気の使用に係る排出量の増減を評価するのであれば、本来は、当該プロジェクトの実施により影響を受ける系統側電源の排出係数をもって評価を行うことが最も適切である。 しかしながら、既存の制度との継続性に配慮して、全電源排出係数の使用が不可避である場合には、京都メカニズムクレジット等を反映しない、調整前の排出係数を用いるべきである。 ・理由 電力会社が購入する京都メカニズムクレジット等は、排出削減プロジェクトによって実施される対策の効果とは無関係であるため、調整後の排出係数を使って排出削減プロジェクトの評価を行うことは適切ではない。 さらに、環境省及び資源エネルギー庁が設置するグリーンエネルギーCO2 削減相当量認証委員会では、グリーンエネルギー証書のCO2 排出削減価値を地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス算定・報告・公表制度において国内認証排出削減量として活用するにあたっての運営規則をH24 年1 月19 日付で施行しているが、この規則では「京都メカニズム等を反映していない値」を用いている点とも整合を図るべきである。	電力会社は、需要側の対策も踏まえた需給実績に応じた京都メカニズムクレジット等の償却量を判断していることから、需要側の対策との相関関係はあり得ること、また、ISO (ISO 14064-2:2006) の規程では、クレジットの活用先との整合性を踏まえて係数を選択することを要求しており、本制度により創出されたクレジットは調整後排出係数を用いている低炭素社会実行計画の目標達成にも活用されることから、電力会社のクレジットの償却状況、他制度の状況等も注視しながら、当分の間、調整後排出係数を使用することといたします。
12	2.2.3 分類Ⅲ：デフォルト値を利用する方法	p8	限界電源排出係数の具体的な数値の算出にあたっては、国内クレジット制度における小規模電源導入等による代替系統電力排出係数ワーキンググループにより報告された「小規模電源の導入等により代替される系統電力の排出係数について（H21 年8 月）」に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律の温室効果ガス算定・報告・公表制度における事業所ごとのCO2 排出量と、「電力需給の概要」に記載されている発電効率等の数値を使い、発電所単位での年間稼働率を計算するべきである。 また、その算出プロセスも公開するべきである。 さらに、限界電源排出係数の算出にあたっては、一般電気事業者だけでなく、卸電気事業者の発電所も対象とするべきである ・理由 限界電源排出係数の数値は、排出削減プロジェクトから発行されるクレジット量に直結する重要なパラメーターである。 国内クレジット制度において当該数値が算出された際には、「小規模電源の導入等により代替される系統電力の排出係数の計算結果について」（H21 年11 月2 日、第8 回国内クレジット認証委員会、資料4）として、各発電所の発電電力量、稼働率等について、温対法算定・報告・公表制度のデータと「電力需給の概要」を参照しながら計算するプロセスが公開されており、今回のJ-クレジット制度において適用される限界電源排出係数の数値も、同様に扱うべきである。 さらに、排出削減プロジェクトによって影響を受ける系統電源には、一般電気事業者の電源だけでなく、一般電気事業者に電気を供給している卸電気事業者の電源も含めることが実態に即しているため、算出対象には卸電気事業者の電源も含めるべきである。	ご指摘を踏まえ、算出根拠については、本文に明示致しました。なお、現時点において利用可能なデータから算出をしております。
13	2.2.3 分類Ⅲ：デフォルト値を利用する方法	p8	電力の排出係数については事務局提案の「調整後全電源排出係数（受電端）」を採用することが最適と考える。 ・理由 現在の国内クレジット制度他における電力の排出係数の取扱いを踏まえると、「調整後全電源排出係数（受電端）」の採用が最もバランスがとれていると考えられるため。	ご指摘のとおり、全電源排出係数については、調整後排出係数を使用することとしております。

番号	該当箇所	意見内容	コメントに対する 考え方	別添
14	2.2.3 分類Ⅲ:デフォルト値を利用する方法	p8 J-クレジット制度における全電源排出係数には、調整後排出係数を使用することが最適と考える。 ・理由 現在の国内クレジット制度において、全電源排出係数として、調整後排出係数を使用しており、継続性の観点から、実排出係数よりも調整後排出係数を採用することが望ましいため。	ご指摘のとおり、全電源排出係数については、調整後排出係数を使用することとしております。	
15	2.2.3 分類Ⅲ:デフォルト値を利用する方法	p8 2009年度の限界電源係数として示された「0.524kg-CO2/kWh」について、その具体的な算定方法および従来算定方法との差異について明らかにした上で、その妥当性について意見収集、議論の上、決定すべきである。さらに、従来算定方式では考慮されていなかった「卸電気事業者」の発電所を考慮する方式への変更についても、検討すべきである。 ・理由 限界電源係数については、「小規模電源の導入等により代替される系統電力の排出係数の計算結果について(小規模電源導入等による代替系統電力排出係数ワーキンググループ)」の考え方を基に「電力需給の概要(資源エネルギー庁)」の値により算定とされているが、「電力需給の概要」には発電所毎のデータが掲載されておらず、上記の考え方を厳密に踏襲した算定は不可能である。したがって、今回採用した具体的な算定方法および従来算定方法との差異について明らかにした上で、その妥当性に関するパブリックコメント等での意見収集や、準備委員会等での議論の上、決定されるべきである。 また、従来算定方式では「卸電気事業者」の発電所が考慮されていなかったが、「一般電気事業者」の発電所と同様に、排出削減プロジェクトによって影響を受ける系統側電源に含めることが実態に即しているため、準備委員会等にて検討すべきである。	ご指摘を踏まえ、算出根拠については、本文に明示致しました。	
16	2.2.3 分類Ⅲ:デフォルト値を利用する方法	p8 移行期間については、現行国内クレジット制度およびJ-VER制度で採用されている1年、2.5年を踏襲するのではなく、新たな制度に適合したものに見直すべきである。 ・理由 国内クレジット制度における移行期間(1、2.5年)は、下記判断によって定められている。 「小規模電源の導入等により代替される系統電力の排出係数について」(平成21年8月、小規模電源導入等による代替系統電力排出係数ワーキンググループ)より抜粋 (注:下線とアルファベットは、本パブコメ意見者が追記) 小規模電源の導入等による代替系統電力排出係数ワーキンググループ(以下、「WG」)において行った関係業界のヒアリングでは、a)系統電力の需要の変化がそのすう勢から乖離した場合、供給計画において、それが反映されるには1～2年かかるとされている。b)本提案方式がより多くのクレジットをもたらすことへの期待はあるものの、c)本制度が予定している2012年度末までの期間(現在から約4年間)を越えてまで移行期間が設定されることは不適切であることから、今回はこの両面から、一種の試行として、Tの値はこれらの値の中間値である2.5年と置くことが相当と考える。すなわち、(3)式T=2.5年、これに伴いM=1年と設定することが相当である。 今般のJ-クレジット制度発足に当たっては、下記等について十分検討した上で、新たな制度に適合したものに見直すべきである。 ー 震災以降の電力需給状況を踏まえた小規模電源導入等の効果とその経時変化(上記aに関連) ー 制度期間の変更(5年間から8年間への延長)(上記cに関連) ー 2013年以降の温暖化対策促進に資するため、本制度利用を促進する観点からの事業者支援(導入設備の法定耐用年数や回収年数期間中、限界係数に固定する等の取り扱いが考えられる、上記bに関連)	供給計画が反映されるまでの期間が1～2年であること及び現行の両制度との継続性の観点から、移行期間については2.5年と致します。	
17	2.2.3 分類Ⅲ:デフォルト値を利用する方法	p8 「全電源係数」については、調整前排出係数を使用すべきである。 ・理由 電力会社の京都メカニズムクレジット等の償却量と、需要側の対策による削減量に相関関係はなく、需要家の削減努力を適正に評価するためには、調整前排出係数を使用すべきである。本取り扱い、本制度利用の促進にも整合する。	電力会社は、需要側の対策も踏まえた需給実績に応じ、京都メカニズムクレジット等の償却量を判断していることから、需要側の対策との相関関係はあり得ること、また、ISO(ISO 14064-2:2006)の規程では、クレジットの活用先との整合性を踏まえて係数を選択することを要求しており、本制度により創出されたクレジットは調整後排出係数を用いている低炭素社会実行計画の目標達成にも活用されることから、電力会社のクレジットの償却状況、他制度の状況等も注視しながら、当分の間、調整後排出係数を使用することといたします。	
18	2.2.3 分類Ⅲ:デフォルト値を利用する方法	p8 本案で示された移行限界電源方式では、限界電源排出係数(受電端)の移行期間として、プロジェクト実施後1年～2.5年とされているが、プロジェクト実施者の削減努力が適正に評価されるよう、より長期間(例えば、設備法定耐用年数等)とする方向で検討すべきである。 ・理由 現制度で採用されている移行限界電源方式は、「小規模電源の導入等により代替される系統電力の排出係数について(平成21年8月)」を基にしているが、この方式については「試行でありレビューを実施するもの」とされているため、新制度の導入を契機とし、委員会等で議論すべきであると考え。本案では、限界電源排出係数が短期間で移行するため、プロジェクト実施者の設備導入インセンティブが損なわれる上、新制度の普及促進にもつながらないと考える。	供給計画が反映されるまでの期間が1～2年であること及び現行の両制度との継続性の観点から、移行期間については2.5年と致します。	

番号	該当箇所	意見内容	コメントに対する 考え方	別添
19	2.2.3 分類Ⅲ：デフォルト値を利用する方法	p8 移行限界電源方式ではなく、限界電源方式(移行せず、全電源平均排出係数を併用しない)を採用すべきである。 ・理由 ①排出係数及び方法論の考え方について、従来方式では、電力需給変化が起こる期間を考慮して移行限界電源方式を採用するとされていたが、昨今の発電事情を考慮すると、対象となる火力発電所からの削減効果は継続すると考えるのが妥当であり、移行電源方式を今後も採用することは合理性に欠ける。 ②現在のエネルギー政策では、熱利用ができるため効率が良くかつ分散型電源としてコジェネを推進することになっているが、削減効果が経年により減少する移行限界電源方式ではコジェネ導入の阻害要因となる。現状で増加している火力発電所の発電量を実質的に削減する高効率な代替発電として、コジェネの削減対策は重要であり、代替分の削減効果を正に評価する必要がある。	現行の両制度との継続性の観点から、電力の排出係数については全電源方式と移行限界電源方式の選択制と致します。	
20	2.2.3 分類Ⅲ：デフォルト値を利用する方法	p8 移行限界電源方式の「移行期間」や「係数」等について検討すべきである。	供給計画が反映されるまでの期間が1～2年であること及び現行の両制度との継続性の観点から、移行期間については2.5年と致します。	
21	2.2.3 分類Ⅲ：デフォルト値を利用する方法	p8 より実態に近い削減評価ができるように、移行限界電源方式以外の方式も検討すべきである。	現行の両制度との継続性の観点から、電力の排出係数については全電源方式と移行限界電源方式の選択制と致します。	
22	2.2.3 分類Ⅲ：デフォルト値を利用する方法	p8 全電源係数に関して (ア)「調整後排出係数」は、電力会社が購入するクレジットによりCO2排出量を減じて求めた係数だが、需要側の対策効果とは無関係であるため、「調整前排出係数」とすべきである。 (イ)原子力や水力を含む全ての電源が同じ比率で調整を行うとは考えられない。	電力会社は、需要側の対策も踏まえた需給実績に応じた京都メカニズムクレジット等の償却量を判断していることから、需要側の対策との相関関係はあり得ること、また、ISO (ISO 14064-2:2006) の規程では、クレジットの活用先との整合性を踏まえて係数を選択することを要求しており、本制度により創出されたクレジットは調整後排出係数を用いている低炭素社会実行計画の目標達成にも活用されることから、電力会社のクレジットの償却状況、他制度の状況等も注視しながら、当分の間、調整後排出係数を使用することいたします。	
23	2.2.3 分類Ⅲ：デフォルト値を利用する方法	p8 現在、太陽光発電と燃料電池を住宅に取り付け、国内クレジットに参加しているが、年々排出係数の移行期間によりクレジット量が減少している。 電力会社の供給計画への反映という説明は、素人には良くわからない。追加性の観点から、償却期間は削減量が変わらないような制度にできないか。 また、排出係数も電力会社の実績に合わせ、毎年変化させても良い野ではないかと思う。	現行の両制度との継続性の観点から、電力の排出係数については全電源方式と移行限界電源方式の選択制と致します。	
24	2.3 モニタリングポイント	p10 熱量の計測で、「.....なるべく近い場所に熱量計を設置する。」の意味合いは、どの程度の距離を意味しているのか。遠いと判断される場合は、リーケージ(熱損失計算は必要か)とする意味か。	正確に活動量を把握できる位置に計量器を設置するという趣旨です。御指摘を踏まえ、「配管での損失は含まれないよう熱源であるボイラーに近い位置に」と修正しました。	
25	2.4 モニタリング頻度	p11 望ましい頻度とは何か？「考え方、あるいは、指針」「根拠」を明記すべきである。 ・理由 ■非明文化事項についての、独自解釈が横行することの回避。 ■明文化されないと、事務局や審査機関の判断根拠が不明確になり、書面によらず、口頭(電話など)によりうやむやにされる余地をなくするため。 ■本制度の 透明性・信頼性・健全性 担保のため。	望ましい頻度とは、推奨する頻度であって、必ずその頻度を満たさなければ排出削減・吸収量が認証されないと言うものではないので、具体的な回数等は明示しておりません。	
26	2.5 1年間に満たない期間における排出削減量算定時のデフォルト値の取扱い	p12 「モニタリング期間(月)÷12月」又は「モニタリング期間(日)÷365日」を乗じて算定、とありますが、両方で値が変わってきます。任意でよいのか保守的な値とするか明記いただきたい。	御指摘を踏まえ、モニタリング期間(日)÷365日に限定しました。	
27	2.6 排出削減量算定時の小数点の取扱い	p12 mustにする必要性はあるか？法人系のプログラム型などではkgではなく、tとなることもあると思われる。	御指摘を踏まえ、選択が可能となるように本文を修正いたしました。	

番号	該当箇所	意見内容	コメントに対する 考え方	別添
28	その他	FITにより売却した電力にかかわるCO2排出削減は、現状電力会社に帰属するが、投資を行ったのは事業者であるため、電力の価値と環境の価値を分けて考えても良いのではないか。	FITによる売電価格には、CO2削減価値の売買も含まれた価格設定になっておりますので、電力の価値と環境の価値を分けて考えることは適当でないと考えられます。ただし、方法論作成規程p8にもありますとおり、プロジェクト実施者と電気事業者の間で、環境価値がプロジェクト実施者に帰属することを契約した上で電力を提供した場合であって、環境価値がプロジェクト実施者に帰属していることが証明でき、かつ、環境価値のダブルカウントの防止措置がとられている場合には、本制度におけるプロジェクトを実施することが可能です。	

J-クレジット制度の規程類(案)についてのパブリックコメント募集結果(モニタリング・算定規程(森林管理プロジェクト用)) 別 添

平成25年4月
(計40団体・個人)

番号	該当箇所		意見内容	コメントに対する 考え方
1	2.3.2 プロジェクト実施地がGIS情報としてデータベース化されている場合	p5	1)「面積を測定する」事の定義が明確ではありません。現在の記載内容では下記のいずれの意味でも取れます。 ①デジタル化された測量図や平面図を基に再度GISにより求積する ②GISに記録されたレコードデータを採用する ③どちらでもOK なお、これまで担当した案件では、GPS測量結果がそのままGISにインポートされている事例はありませんでした。 2) J-VER制度のFAQIには、下記のような記載があります。 「原データが存在しない場合でも、森林計画図が確実な管理体制下で実測結果に基づき更新されている場合は、実測結果に基づいてい る要件を満たすものと考えられます。」 新クレジット制度においても上記が適用できるのであれば、規定に追記願います。	森林計画図としてGISに取り込まれている時点でデジタル化されていることを意味しており、その場合、再度、求積することはGISデータの変更を意味しますので、①～③いずれの意味でもありません。なお、ここでいうGISが森林計画図をデータベース管理しているものであることがわかるように文言を修正いたしました。
2	2.3.3 モニタリング精度	p6	「測定した面積に0.9 を乗じた値をモニタリング結果として採用しなければならない」となっているが、活動量を減じる必要性はない。 ・理由 人為的ミスは、あらゆる場面で発生するものであるから、そうした誤差を含んだ活動量として算定すればよいのではないか。京都議定書算定報告においても、人為的ミスが含まれるから活動量を減じて算定しているということはないはずである。	本措置は、活動量(面積)を算定する際に誤差を含む可能性があることから、当該不確かさを勘案し、デフォルト値として設定したものです。この値は、国内で実施されてきた先行研究、気候変動枠組条約及び京都議定書に基づくインベントリ報告書等の作成のために行った調査・研究実績等によるものです。京都議定書の報告における面積は、森林資源現況調査等を用いたものであり、報告のために実測したものではありませんが、不確実性の推計は行っております。
3	2.4.1 収穫予想表(林分収穫表)の読み取り方	p6	「主林木、副林木及び両林木の合計の幹材積が示されている収穫予想表を使用する場合は、原則として主林木の幹材積を使用して幹材積成長量を計算すること」となっているが、その理由を示してもらいたい。 また、主伐時に両林木の幹材積を計上するのであれば、吸収量算定時においても両林木の幹材積を使用すべき。 ・理由 P.7の主伐の際の排出量の計算においては、主林木・副林木を合わせた幹材積を計上することとしており、その理由を述べているため。 また、排出時のみ過大に計上するのは保守的とも捉えることはできるが、そもそも吸収量算定時には成長量分しか計上していないのであるから、排出量は吸収量に比べ大きくなるので、両林木で計算しても十分保守的である。	副林木は間伐時に伐採されるものであり、これを吸収量として算定した場合、次期間伐時に伐採されることから、その際には副林木の幹材積量を排出量として算定しなければならなくなります。将来的に排出となるものを算定することの複雑さを回避すること、主伐時には主林木及び副林木ともに伐採されることから、このような読み取り方を規定しているものです。
4	2.6.1 モニタリングプロットを設定する小班の決定	p10	モニタリング計画書に算定根拠を明示すれば、妥当性確認時から測量後の実測面積を採用しても可としていただけないか(J-VER制度ではあくまでも施業計画書の面積を記載するように指摘を受けています)。 施業計画書の伐採計画面積や森林簿面積が20haであっても間伐後の実測データが5ha場合があります。吸収量算定の正確性を上げるため、妥当性確認時からより実態にあったプロット設定地、箇所数で設定する必要があります。	御指摘のとおり、より正確な面積を使うことは問題ないと考えますので、「実測値、又は実績値がない場合は森林簿等」としました。

番号	該当箇所	意見内容	コメントに対する 考え方	別添
5	その他	現状、森林資源のモニタリングは人手による測量・調査に依存しているが、これを航測デジタル技術を使った大規模一括調査に置き換えることで、森林吸収、削減のクレジットの取り引きの活性化が図られる。 これらの実現に向けて、現在、富士通が開発を行っている「森林資源計測技術(サービス)」の適用をご提案したい。 1. 計測対象 (1)樹種 5m×5mメッシュ (2)樹高 5m×5mメッシュ (3)密度(本数) 50本単位 ※メッシュ幅は、いかようにも設定できるが、撮影効率＝費用とのトレードオフとなる。 ※立木密度は、毎木レベルでの本数カウントも可能。ただし、これも撮影効率＝費用とのトレードオフとなる。 2. 対象樹種 (1)スギ (2)ヒノキ (3)カラマツ(他の松類も実績あり) (4)上述(1)-(3)以外 3. 計測技法 (1)樹種 ハイパースペクトルスキャン装置による航空測量 樹木毎に異なるハイパースペクトル波形特長の解析 (2)樹高 レーザープロファイラによる航空測量 (3)密度 同上 4. 航測方法 セスナ機により、時速200km、対地高度3000m、曇天率30%以下の条件下にて撮影を行う。 同時にGPSデータ、IMUデータ(航空機の傾き情報)を取得しGISに組み込む地図データの作成に活用する。 5. 航測規模 10,000ヘクタール/一日の撮影(日照が十分に得られる10時から14時) 6. 計測精度 ※2013年10月までに実証実験行う計画あり。その際、第三者による実地調査と比較による精度検証を行う。 (1)樹種95%(目標値) (2)樹高95%(目標値) (3)密度95%(目標値) 7. 提供形式 1/5000地図(各種地図に対応)、Shp形式(GISへの組み込み利用可) 8. 費用(概算) 2,000円/ヘクタール(個別見積もり要素あり) 9. 期待効果 樹種、樹高、本数のデータに基づいて、林齢、径級、材積、CO2固定量などの算定が可能となる。また、間伐履歴の把握や間伐の必要性の有無についての策定も容易となる。 具体的には以下の効果が期待される。 (1)森林管理モニタリング業務の負荷軽減、効率化、確度向上 (2)人の立ち入りが困難なエリアの計測 (3)大規模エリアの一括調査 (4)正確な樹種、樹高、立木密度に基づいた森林経営計画の立案	制度文書に対する御意見ではないため、今後の制度運営の参考とさせていただきます。	

番号	該当箇所	意見内容	コメントに対する 考え方	別添
6	その他	森林管理プロジェクトにおいて、対象事業区域内の間伐(当初計画に含まれない間伐を含む)実績に応じたクレジットを発行し、間伐からクレジット発行までの期間を短縮する。 ・理由 間伐促進型プロジェクトにおける間伐材とクレジットを関連付け、同間伐材にクレジット等(原料のトレーサビリティ、環境貢献度の見える化等)の環境価値を付加することで、地域間伐材の利用促進に繋げることが可能となる。 (問題点) 1) J-VER制度[間伐促進型プロジェクト]の対象事業区域内において、当初計画に基づく間伐実績に応じて、モニタリングを実施し、クレジットを発行することとなり、間伐してからクレジット発行までに長時間を要する。 2) J-VER制度[間伐促進型プロジェクト]の対象事業区域内であっても、当初計画に含まれない間伐材はクレジットの発行対象とならないため、間伐材毎に、いつ、どこで、誰が間伐したのかをトレースする必要がある。(※現実的に困難。) [弊社事例] 弊社では、間伐促進型プロジェクトにおいて間伐した木材チップに同木材間伐時に創出したクレジットを付加し、外壁材の原料に使用することで生活から排出されるCO2(一部)をオフセットできる外壁材(カーボンオフセットサイディング)を生産するにあたり、現状、以上の問題点があり、暫定措置として、やむを得ず、原料定義の変更をすることとした。 (弊社原料定義) 変更前: J-VER制度[間伐促進型プロジェクト]において間伐した木材に同木材間伐時に創出したクレジットを付加 変更後: J-VER制度[間伐促進型プロジェクト]の対象事業区域内の間伐材に取得済みクレジットを付加。	J-クレジット制度は、環境の観点から見ても信頼性の得られる制度としており、モニタリング計画に基づき、削減・吸収量算定がなされていることが必要であり、クレジット発行までの期間を短縮するためモニタリング計画に含まれない実績についてもクレジットを発行することは、制度の基本理念から逸脱することとなります。	

J-クレジット制度の規程類(案)についてのパブリックコメント募集結果(方法論策定規程(排出削減プロジェクト用))

別 添

平成25年4月
(計40団体・個人)

番号	該当箇所	意見内容	コメントに対する考え方
1	2.1 方法論の体系	p3 方法論の分類について、技術ベースの分類と対象事業の産業分類ベースの分類が混在しており、優先順位が明確ではない。 むしろ、地域資源の活用が多いバイオマスなどの項目を設けたほうが良いのではないか。 また電力については消費者の関心も高いことから再エネも電力とそれ以外(熱)に分けたほうが良い。 ・理由 例えば廃棄物分野における再生可能エネルギー事業は再生可能エネルギー分野(EN-R) なのか廃棄物分野(WA)なのか不明確。	インベントリ報告書の分野(エネルギー、工業、農業、廃棄物、土地利用変化等)及びISO14065の認定分野(エネルギー由来、工業プロセス、家畜、森林)を参考に設定したものにします。ご指摘の電力等は、個別の方法論においてそれぞれ分けております。
2	2.3.2 ベースライン排出量の概念	p4 「①更新前の設備の効率等の仕様が取得できない場合」を削除すべき ・理由 ■「更新前の設備の効率等の仕様が取得できない場合」⇨「新設プロジェクトとみなす」の合理性がないため。合理的であれば、その理由を説明すべきであるため。 ■4ページ下から5-6行目には、「判断基準としての具体的な特性、数値などは方法論に定める」とあることよりも、現行のJ-VERの方法論 E-001の7ページ「デフォルト値(100%)を使用すること」を踏襲した方が、保守的観点よりも合理的	更新前設備の仕様が取得できない場合、ベースラインとの比較が不可能になるため、合理的と考えます。
3	2.3.2 ベースライン排出量の概念	p4 以下の文言を追記すべき。「ただし、燃料転換による排出削減が行われる場合は、更新前後の定格出力の差をもって排出削減量を補正することにより、新設プロジェクトとはみなさない。」 ・理由 定格出力の大幅な増加により、新設プロジェクトとして取り扱われることは理解できるが、「燃料転換」⇨「新設プロジェクトとみなす」の合理性が不明。合理的であれば、その理由を説明すべきであるため。	プロジェクト実施後に定格出力が一定比率を超える場合は、更新前の設備ではそれを実現できなかったと見なせるため、新設プロジェクトとして扱うことと致します。
4	2.3.3 標準的な設備の概念	p5 標準的な設備の選定にあたり、①設備郡の特定、②設備の特定、③設備効率の設定の3つを方法論に示すとあるが、これらに加え、「④特定された設備の一般的な価格・追加性計算時に使用されるべき価格」を加えるべきである。 ・理由 プロジェクト申請者毎に、見積もりの取り方如何で、設備金額が変動する事を回避するため。 プロジェクト間の公平性を確保するため。	特定された設備の一般的な価格については、①～③に伴って判断されるものであるため、標準的な設備を選定する際にそれらを考慮するものではありません。
5	3.3.1 特定のプロジェクトに関する条件	p8 木質バイオマスの対象として、海外のものも対象とできるようですが、国内の間伐材や林地残材の活用を促進する観点と、海外から入ってくる木質バイオマスが本当に持続可能なものであるかどうかの観点から不適当と考えます。海外の木質バイオマスは対象外とするか、持続可能性を示す条件を明示するか等の対応が必要と考えます。	国内産に限るとした場合、差別的扱いを禁止しているWTOのルールに抵触する恐れがあるため、海外産のものも対象にしています。ただし、合法性の証明が可能なものに限ることとする等、適切なバイオマス資源を利用することについて、個別の方法論において考慮することと致します。
6	3.3.1 特定のプロジェクトに関する条件	p8 木質バイオマス燃料を利用するプロジェクトの場合、国内未利用材を活用することを重点において検討を頂きたい。 ・理由 国内の林業は、今後経営計画に移行し、伐採による寄付金交付から、搬出による寄付金甲府へと状況が変化しているが、出口(活用先)の伴わない搬出は林地残材の置き場を単に山から町へと移動させるだけである。FIT制度における林野庁の木質バイオマスの証明ガイドラインのようなものを参考に、国産未利用材の優位性を定義し、この未利用材を搬出するモチベーションとして、J-クレジット制度の存在が魅力的になることを期待をしたい。 参考 http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/pdf/hatudenriyougaidorain.pdf	国内産に限るとした場合、差別的扱いを禁止しているWTOのルールに抵触する恐れがあるため、海外産のものも対象にしています。ただし、合法性の証明が可能なものに限ることとする等、適切なバイオマス資源を利用することについて、個別の方法論において考慮することと致します。

番号	該当箇所		意見内容	コメントに対する 考え方	別添
7	3.3.1 特定のプロジェクトに関する条件	p8	以下のように修正すべき。(“マテリアル利用”の削除) 「また、プロジェクト実施前にマテリアル利用又はエネルギー利用されていないものに限定する」 マテリアル利用されていたバイオマスの燃料転換を認めないことは、化石燃料からの燃料転換のインセンティブをバイオマス供給者・需要者双方から奪うことになり、結果として、地球温暖化緩和に寄与しない。 海外と国内の森林経営の相違にも留意し、一律のルールでなく、日本の森林(人工林)の状況を勘案した、メカニズムとすべきである。 排出削減・吸収源対策を俯瞰的、また、経済循環・持続可能な森林経営の観点で考えるべきである。 ・理由 ・以下の循環より、CO2排出削減と吸収源対策が実現することになる。 マテリアル利用されていたバイオマスの燃料転換によるCO2排出削減を、J-クレジット制度として評価すべきである。 ■マテリアル需要単価に比して、バイオマス燃料としての需要単価が高ければ、経済的行為により、バイオマス供給者は販売先を転換する。 ■マテリアル利用のバイオマスを燃料用に転換(新しい需要)する事は、バイオマス全体の需要量が拡大することになる。 ■切り捨て間伐など、これまで木材市場価格と運搬コストに差があり、採算取れなかった材についても、需要のバイが拡大すれば新たな供給を促すことにつながる。 ■新しい需要に向け、これまで切り捨てせざるを得ない低質材を運搬時に選別するコスト(選別の手間)書けずにトラックで搬出し、従前より低コストで供給する経済行為が促される。 ■従前の切り捨て間伐などが、運搬コストなどを上回る価格で、木材市場等で売買されれば、供給量が増え、人工林の歩留まり(切り捨て間伐減少)・木材自給率が向上する。 ■木材自給率が向上すれば、持続的な森林経営が成立する条件が改善し、間伐・植林などが行われる。 ■間伐・植林などが行われれば、我が国のCO2排出量(吸収量のカウント調整後)が低下する。 以上の循環について、チップ供給者・製材業者や森林組合などから、現場の意見を十分に聴取すべきである。	プロジェクト実施前にマテリアル利用又はエネルギー利用されていたものを燃料化しても追加的な削減にはならないため、このような規定としたものです。	
8	3.6 ベースライン排出量の考え方	p9	以下のように追記し修正すべき。→「＝プロジェクト実施後の活動量×プロジェクト実施後の効率等の指標あるいは原単位」 ・理由 「J-クレジット制度 モニタリング・算定規定(排出削減プロジェクト用)(案)」の4ページ、「2.1.3 分類C: 概算等に基づく方法」「(1) 同等な値となるようなモニタリング方法」の1行目に、「・・・(活動量)を概算等で求めるに当たって、生産量、電力量又は・・・」でも言及されているように、原単位を用いた算定を想定されているため。	本規程は、方法論を作成する際の一般的なルールを定めたものですので、個別の方法論において具体的な算定式は記載することと致します。	
9	3.7 ベースライン排出量の算定式	p10	以下のように追記し修正すべき。→「＝ベースラインの機能÷ベースラインの効率等の指標あるいは原単位」 ・理由 「J-クレジット制度 モニタリング・算定規定(排出削減プロジェクト用)(案)」の4ページ、「2.1.3 分類C: 概算等に基づく方法」「(1) 同等な値となるようなモニタリング方法」の1行目に、「・・・(活動量)を概算等で求めるに当たって、生産量、電力量又は・・・」でも言及されているように、原単位を用いた算定を想定されているため。	本規程は、方法論を作成する際の一般的なルールを定めたものですので、個別の方法論において具体的な算定式は記載することと致します。	
10	その他		今までの国内クレジットとJ-VERでは排出削減の対象として代表的な事例のほとんどが森林吸収、バイオマス燃料、高効率機器、再生可能エネルギーなどが大半をしめる現状であるが、その原理が燃焼エネルギーに置き換えることの出来るものばかりである事は、片手落ちだと思われます。 その根拠としてそれ以外でも排出削減理論が適用する分野がまだあると思うからです。 具体例としては日々の生活で使用する日用品であり例えば生活必需品である石けん、洗剤などありそれ自体は直接燃焼してエネルギーは発生しないが自然界で分解される過程で発生する二酸化炭素は、自ずと原料、成分の違いから異なっているものであり、合成界面活性剤はその一部を除いて石油成分のナフサから作られており温室効果ガスとして定義されるべきと思います。 次に石けん成分は脂肪酸が主な原料であり、例えばヤシ油、大豆油、トウモロコシ油、牛脂、豚脂などから造られ、また分解性も合成洗剤と比べると早く自然環境に負荷を与えない性質があります。当然自然界で分解されてもバイオマスであり、発生する二酸化炭素は石油原料の合成界面活性剤と異なり温室効果ガスにカウント除外と思われます。 また燃焼時と異なりダイオキシンの発生も無く安全な持続可能な理論に加えるべき事例と考えます。 以上のことから削減対象として石けん類「脂肪酸つまりバイオマス動植物原料」を新たに加えるべきと思われます。 ①方法論として例えばクリーニング工場などで、合成洗剤から石けんに切り替えた時にその相当分のクレジット権として売買を認める等 ②ホテル、レストランや食品工場などで使用している石油原料の合成洗剤からバイオマス原料の石けん累に切り替えた事例等 ③廃食油原料の石けんの利用など	国内クレジット制度又はオフセット・クレジット(J-VER)制度の方法論において該当のない技術については、J-クレジット制度において方法論として申請していただく必要があります。J-クレジット制度における方法論の申請手続は、追って公表いたします。	

J-クレジット制度の規程類(案)についてのパブリックコメント募集結果(方法論策定規程(森林管理プロジェクト用))

別 添

平成25年4月
(計40団体・個人)

番号	該当箇所	意見内容	コメントに対する考え方
1	3.10.1 追加性の評価の例外について	p7 森林管理プロジェクトの間伐促進型については「ポジティブリストにより追加性の証明を不要」としていただきたい。 ・理由 国内の林業は長年疲弊しており、ごく一部の営利企業を除き、経済バリアがある。 J-VER制度で「適格性基準」を満たさず、追加性の証明を求めたケースが有るかは不明だが、「追加性(経済的障壁及び一般慣行障壁)を有する蓋然性の高い方法論については、個別のプロジェクトにおける追加性の証明を省略(ポジティブリスト化)することができる。」という表現をもう一步前進していただきたい。	個別方法論ごとの追加性の証明方法については、各方法論において検討してまいります。
2	3.10.1 追加性の評価の例外について	p7 上記の意見が検討不可能な場合は、追加制の有無を原則として4年ごとに確認すると定義していただきたい。 ・理由 一般的に追加性の有無は外部環境の状況により変化するが、林業を取り巻く環境はそれほど急に状況は変化しない。2020年までの途中で1度、2016年に一度見直しの確認で十分だと考える。	上記のとおり。

J-クレジット制度の規程類(案)についてのパブリックコメント募集結果(その他)

別 添

番号	該当箇所	意見内容	コメントに対する考え方
1		J-VER制度において設定された「東日本大震災に対応する特例」をJ-クレジット制度においても継続していただきたい。 ・理由 東日本大震災からの復興はまだ道半ばであり、今後被災地の復興を加速させるために、J-クレジット制度の取組が担うべきと考えられる役割を定めていただきたい。	被災地におけるプロジェクトに対する特例については、今後の復興状況等を踏まえ検討してまいります。
2		クレジットの売買が低迷しており、供給過多の状況が続いている。この打開策及びクレジット制度の利用促進をする上で、クレジットの利用ポイント化を検討して欲しい。例えば、J-クレジットのプロジェクト地において利用可能な林業機械を購入する際に、クレジットを購入費用の一部として利用できる制度などができると、更なるクレジットの需給拡大が見込めると思われる。その際、購入した林業機械の使用場所制限を付加しないこと、他の補助金などとの併用を可能とすることなど、クレジットの需給を妨げる諸条件を付加しないことも重要であり、J-クレジット普及拡大に視点を置くべきであると思われる。	御指摘を踏まえ、クレジットの需要の活性化については引き続き検討してまいります。
3		排出削減型のクレジットと森林吸収型のクレジットでは、クレジット発行経費負担に大きな違いがあり、森林吸収型が圧倒的に不利な条件となっている。クレジット発行コストの検証を行い、クレジットの公平性を持たせるべきではないか。	プロジェクトの類型により検証コスト等に差があるかもしれませんが、排出削減プロジェクトであれ森林管理プロジェクトであれ、創出されるクレジットが一定の信頼性を満たすよう方法論やモニタリング・算定規程等を作成しております。
4		公共団体による大量のクレジット発行があり、クレジットの価値が大幅に下落した経緯がある。そのため、民間のクレジット発行事業体は、クレジットの在庫を抱えたり、発行を取りやめたりするケースが続出している。クレジット制度の普及拡大のためには、民間と公共のクレジットを区分し、民業の圧迫を控えるべきではないか。	民間と公共のクレジットを区分することは考えておりません。
5		これまでの制度ではプロジェクト計画の作成や妥当性確認、モニタリングや検証に費用がかかりすぎて申請をためらいがちになります。費用の一部または全部を国が負担してJ-クレジットに円滑に取り組めるよう支援して欲しい。 ・理由 これまでのJ-VER制度では、初回は国の補助金で大分カバーしてくれるようですが次年度以降にクレジットを発行してもらう時や、方法論を活用して新たな申請をしようとすると、コンサルや検証機関への費用が獲得できるクレジットより高価になることが有るようです。手続きの簡素化や補助制度でこの問題を解決してもらえないでしょうか。	妥当性確認や検証に係る費用支援については、今後検討してまいります。
6		電力事業者から供給された電力の排出係数(全電源平均排出係数)については、実排出係数を使用すべきである。 ・理由 調整後排出係数とする理由として「クレジットの活用先との整合性」が挙げられているが、算定・報告・公表制度と経団連自主行動計画は共に排出量を算定するための係数であり、排出削減量を算定する本制度の係数とは、仮に値が同じだったとしても概念として異なるため、考え方を揃える必要性は無い。 現実には電気事業者によるクレジット償却量は需要家とは無関係に決まっているものであり、需要家の削減努力を評価する係数としてはクレジットの影響を含まない実排出係数が適切と考えられる。	現行の両制度との継続性の観点から、全電源排出係数については、調整後排出係数を使用することと致します。
7		国内クレジット制度等における、2013年3月31日までの削減実績の検証業務は、国内クレジット制度等で登録されていた審査機関が継続して検証業務を担当できることとしていただきたい。 ・理由 国内クレジット制度等で審査を担当していた審査機関は、妥当性確認、及び検証に関してのノウハウを蓄積しており、審査レベルも一定水準を有しているため。	御理解のとおり、2013年3月31日までの検証業務は、旧制度において登録されていた審査機関が担当できることになります。